

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第51回理事会

平成13年3月

第 5 1 回 通常理事会次第

平成13年3月28日(水) 18時00分～

四谷スクワール麹町 5 階 寿

1. 定 足 数 報 告

2. 理 事 長 の 発 言

3. 議 事

(1) 議事録署名人選出

(2) 議 案

①平成13年度事業計画及び収支予算(案)について

②任期満了に伴う役員の選任等について

・評議員の選任

・運営審議会委員の推薦

③ 理事長、副理事長及び専務理事の互選

4. その他の案件等

平成 13 年度事業計画及び収支予算（案）

平成 13 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成13年度事業計画(案)

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

平成13年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業、女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 償い金支給事業

いわゆる元従軍慰安婦とされた方々へ償い金の支給に係る事業の実施

2 医療・福祉支援事業

上記に関連する医療・福祉支援等の事業を実施

3 女性名誉尊厳事業

(1) 啓発事業(一般啓発事業、Q&A事業及び地方対策啓発事業)

・ポスター、新聞、テレビ、雑誌広報、及びQ&Aの小冊子等による広報活動、並びに地方対策啓発等において女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発の実施

(2) NGO支援事業

・女性の名誉と尊厳を守る広報・啓発活動、及び被害女性の救済に関する広報・啓発等を行うNGOに対する支援

(3) 国際会議事業

・今日的な女性問題をテーマに国際会議を開催し、また諸外国のNGO、学識者等との意見交換の実施

(4) 調査研究事業

・女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究及び各種研究会

(5) 援助者育成研修事業

・今日的な女性問題に関する相談活動を行っている相談員に対する教育研修を行い相談員の育成を図る

平成13年度収支予算書（案）

（平成13年4月1日から平成14年3月31日）

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 △ 減	備 考
【収入の部】				
基本財産運用収入	50,000	200,000	△ 150,000	
寄 附 金 収 入	150,000,000	150,000,000	0	
国庫拠出金収入	98,000,000	165,678,000	△ 67,678,000	政府より
国庫補助金収入	296,126,000	294,978,000	1,148,000	政府より
雑 収 入	360,000	390,000	△ 30,000	
当期収入合計（A）	544,536,000	611,246,000	△ 66,710,000	
前期繰越収支差額	677,000,000	600,000,000	77,000,000	
収入合計（B）	1,221,536,000	1,211,246,000	10,290,000	
【支出の部】				
事業費支出	824,230,000	830,015,000	△ 5,785,000	
償い金支給事業	320,000,000	(160%) 270,000,000	50,000,000	
医療福祉支援事業	319,315,000	372,000,000	△ 52,685,000	
女性名誉尊厳事業	184,915,000	188,015,000	△ 3,100,000	
管理費支出	110,809,000	106,601,000	4,208,000	
人 件 費	67,835,000	66,661,000	1,174,000	
事務費	42,974,000	39,940,000	3,034,000	
特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入支出	402,000	362,000	40,000	
予 備 費	286,095,000	260,000	285,835,000	
当期支出合計（C）	1,221,536,000	937,238,000	284,298,000	
当期収支差額（A-C）	△ 677,000,000	△ 325,992,000	△ 351,008,000	
次期繰越収支差額（B-C）	0	274,008,000	△ 274,008,000	

平成13年度収支予算会計別説明【部内資料】

(単位：千円)

科 目	予算額	内 訳			
		寄 附 金	医療・福祉	補 助 金	そ の 他
《収入の部》					
基本財産運用収入	50				50
寄 附 金 収 入	150,000	150,000			
国庫拠出金収入	98,000		98,000		
国庫補助金収入	296,126			296,126	
雑 収 入	360	40	300		20
当期収入合計 (A)	544,536	150,040	98,300	296,126	70
前期繰越収支差額	677,000	170,000	507,000	0	0
収入合計 (B)	1,221,536	320,040	605,300	296,126	70
《支出の部》					
事業費支出	824,230	320,000	319,315	184,915	
償い金支給事業	320,000	320,000			
医療福祉支援事業	319,315		319,315		
女性名誉尊厳事業	184,915			184,915	
管理費支出	110,809			110,809	
人 件 費	67,835			67,835	
事務費	42,974			42,974	
特定預金繰入支出					
退職引当預金繰入支出	402			402	
予 備 費	286,095	40	285,985		70
当期支出合計 (C)	1,221,536	320,040	605,300	296,126	70
当期収支差額 (A-C)	△ 677,000	△ 170,000	△ 507,000	0	0
次期繰越収支差額 (B-C)	0	0	0	0	0

寄附金年度別収支状況

(13.3.19現在)

【部内資料】

(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③-④
	寄附金	寄附金累計 ①	利息	利息累計 ②	収入累計 ①+② ③	当年度支出・人数	人	支出・人数累計 ④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	256,574	2,350,481	446,872,319	92,001,200	46	326,017,184	163	120,855,135
12年度 (H13.3.19現在)	72,624,035	517,145,873	81,183	2,431,664	519,577,537	24,000,000	12	350,017,184	175	169,560,353

平成 13 年度事業計画付属資料（女性尊厳事業）

平成 13 年 3 月
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 事業名	一般啓発事業経費	(女性専断事業経費/啓発事業経費)	予算額 104,638 (千円)
-------	----------	-------------------	------------------

2 目的 : 「基金」は、国民と政府の協力により成り立っている点を踏まえ、国民と「基金」をつなぐという視点に立ちつつ、今日的な女性問題等に対する「基金」の取組みについて国内外に対し広報・啓発事業を行なう。これらを通じ、元「慰安婦」の国民的な償い事業、今日的な女性問題などへの取組みについて国民の理解増進等を図るとともに、「基金」事業についての国際的な理解促進を行なう。

3 内容 : 「基金」事業に関する情報を「基金ニュース」の発行、プレスリリース、国内外の新聞・雑誌、テレビ、ホームページ等を通して広告する。

4 効果 : 「基金ニュース」、プレスリリース、国内外の新聞、雑誌、出版、テレビ、ホームページ等を通じて、今日的な女性問題に対する「基金」の取組みについて国内外に情報発信を行ない、国民の理解増進及び国際的な理解促進を図られることが期待できる。

5 スケジュール	① 「基金ニュース」	2回	9月、2月
	② プレスリリース	随時	
	③ 新聞広告		
	中央紙地方紙版・地方紙	2回	5月、10月
	外国紙（フィリピン、韓国、台湾）	各 1回	5月、7月、1月
	④ 啓発ポスターの作成	1回	5月
	⑤ 雑誌広告	2回	8月、11月
	⑥ テレビ番組作成・放映	1回	12月
	⑦ 啓発テキスト等作成・配布	2回	5月、1月
	⑧ 外国資料の翻訳・配布		

⑨ データベースの更新

随時

⑩ ホームページの作成、資料の更新・追加

随時

1 事業名 Q&A作成事業

(女性尊厳事業経費/啓発事業経費)

10,355

2 目的 : 国内外で広く女性尊厳の重要性について訴え、理解を促すための小冊子の作成・翻訳・配布を行なう。
本冊子は、女性の尊厳に係る問題の歴史的経緯、社会学的、心理学的背景に関し先進国における取組み等を参考にしつつ、各事例に沿って社会的、個人的対応をまとめたものとし、小冊子を通じ、社会の広い層の読者、特に男性の女性問題に対する意識・啓発を促し、問題の解決と予防に参画するための知識を増進するものである。

3 内容 : ① 国内外の女性の尊厳に関する今日的なテーマを取上げた小冊子
② 過去5年間にわたる蓄積した研究成果を踏まえ、特に、国内外で高い評価・反響を得ている課題に予防や解決の提案を加えた小冊子等

4 効果 : 小冊子形式は簡潔に問題を把握できる効率のよい啓発方法であり、国内はもとより国際的にも今日的な女性問題に関し、幅広く問題意識を高め、予防や解決に参画する人々の輪が広がることに資することが期待される。

5 スケジュール : 作成開始 5月
刊行 2月

1 事業名 : 地方対策啓発事業 (女性尊厳事業経費/啓発事業経費) 13,465

2 目的 : 「基金」事業に対し、国民の理解と協力及び参加を得るため、国内主要都市において、今日的な女性問題の実態取組み等を、国際的な動きを踏まえて各地で啓発活動を行ない、「基金」事業推進のための幅広い環境作りを図る。

3 内容 : 講演会等の開催
 【講師】 「基金」の事業に関連して、国際的に活躍している国内外の専門有識者を講師とする。
 【場所】 「基金」の事業に積極的に取り組み、女性問題への対策や教育に力を入れている地方自治体から選択する。

4 効果 : 国民の「基金」事業への理解を図り、地域における草の根の市民レベルでの協力と参加を促進する。

5 スケジュール : I 事業報告会の開催 7ブロックのうち5ヶ所
 4月2回、9月1回、10月1回、11月1回
 II セミナー、講演会の開催 7ブロック15ヶ所 (うち首都圏6回)
 5月3回(2回)、9月3回、10月4回(2回)、11月3回(2回)、1月2回 () は首都圏開催内数

1 事業名 : NGO支援事業 (女性尊厳事業経費/事前防止事業費) 19,861

2 目的 : 「慰安婦」問題を生んだ過去の反省に立って、女性の人権及び女性に対する暴力の問題に関する国際的な活動を行っている国内NGOに対し、その行う活動への支援を行う。

3 内容 : 次の事業を行うNGOに対し、適切な支援を行う。
 ア 女性の基本的人権の尊重・促進に関わる事業

イ 女性の自立につながる支援となる事業

ウ 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援事業

- 4 効果 : 紛争や家庭内暴力被害となる女性の数は国際的にも減少する兆候が全く見られない状況に鑑み、係る問題に取り組むNGOが発展することは不可欠であると同時に、それらのNGOを支援することは国際社会にも貢献することにつながる。
- また、様々な暴力の犠牲となった女性を救うために活動しているNGOを支援し、協力することにより現状と密接に結びついた事業を展開できる。

- 5 スケジュール : ① 平成13年度募集要項配布・発表
- ② 申請締め切り 4月末
- ③ 申請書審査、ヒアリング、支援の決定・通知、支払手続き等 5月
- ④ 評価会 3月

1 事業名	国際会議事業費	(女性尊厳事業経費/事前防止事業費)	16,723
-------	---------	--------------------	--------

- 2 目的 : ① 女性の人権に関わる問題について、アジア・太平洋地域の人々が集まり、問題の現状について情報・意見交換を通じ、共通の行動計画を設定することにより、参加者及び参加団体が連携を深め、各国での効果的な啓発促進に資する。
- ② 国際的な関係を構築し、緊密な連携の下に、女性が暴力や人権侵害に直面している現状等について、国内外における予防・啓発を図る。

- 3 内容 : ① 国際会議の共催

アジア・太平洋地域における女性の人権問題について、国連機関と会議の共催を行い、情報意見の交換等を通じ、共通の行動計画を設定する。

② 国際専門家会議と公開フォーラムの主催

アジアにおける家庭内暴力等について専門有識者を招聘し、実態の把握、保護のための法的整備、効果等について日本の専門有識者を交えて論議する。

- 4 効果 : ① 今日的な女性問題に取り組む「基金」の国際的活動を国連等を始めとし、国際的にアピールすることができるとともに、「基金」が行う事業についての国際的な理解を深めることに繋がることが期待される。
- ② また、アジア・太平洋地域の連携・協力関係の強化を通じて女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の防止についての各国における啓発を促進し、もって各国での取り組みを促進することに繋がることが期待される。

- 5 スケジュール :
- | | | |
|--------------------------|-----------|-----|
| I 国際会議の開催 (開催地: バンコク) | HIVについて | 11月 |
| II 国際専門家会議及び公開フォーラムの開催① | 女性と司法について | 8月 |
| III 国際専門家会議及び公開フォーラムの開催② | 子ども買春について | 12月 |

1 事業名	調査研究事業	(女性尊厳事業経費/事前防止事業費)	9475
-------	--------	--------------------	------

- 2 目的 : 元「慰安婦」問題の反省に立って過去から現代に至る女性問題の実態、原因、対策等を把握するための調査研究を行う。

- 3 内容 :
- ① 今日の女性に対する家庭内暴力問題の要因と対策に関する調査研究
 - ア 「DV加害者に対する調査研究－飲酒行動とDVに関する調査研究」 (委託)
 - イ 「女性に対する暴力対応」研究会

- ② 武力紛争下でのレイプ、強制妊娠など、女性に対する暴力が世界各地で起きている実状の調査研究
 ア 「女性に対する暴力とHIV/AIDSの問題に関する調査研究」 (委託)
 イ 「武力紛争下における女性の人権」研究会
 ③ 調査研究報告書を作成・配布する。

4 効 果 : 女性の人権問題に対する関心を高め、社会一般の女性に対する暴力の事前防止を促す。

5 スケジュール : I 各調査研究 (委託) 4月～1月
 II 研究会の開催
 a 「女性に対する暴力対応」研究会 7回 5,6,7,8,9,10,11月
 b 「武力紛争下における女性の人権」研究会 5回 5,7,10,12,2月
 III 国際機関その他の女性の人権、暴力等に関する資料の翻訳 4月～2月
 IV 研究成果の作成・配布 3月

1 事業名 : 援助者育成研修事業 (女性尊厳事業経費) 10,398

2 目 的 : 国内外の有識者を招聘し、女性に対する暴力等の被害者救済のための援助者育成のための研修会、講演会等を行う。

3 内 容 : 研修会等の開催
 ① 国内外の援助者を対象に女性に対する暴力等の被害者救済のための方法等について教育・研修を行い、支援能力の向上と支援体制の確立・向上を図る。
 ② 支援には、NGO、行政機関や医療関係などの協力が不可欠である点に鑑み、これらの幅広い幅の援助者に対して研修・訓練を行う。

- 4 効 果 : ① 内外の行政機関関係者と他機関関係者とのネットワークを広げることができる。
② 研修・訓練に関する情報を広く配布することにより、他機関と連携し、協力体制を作ることができる。

- 5 スケジュール : 研修会の開催 7ブロック10ヶ所 (うち首都圏5回)
5月1回、9月2回、10月4回(4回)、11月2回(1回)、1月1回 () は首都圏開催内数

第十一章

台南と許文龍

SPECIAL



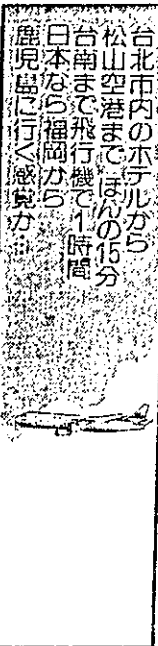
これが伝説の
八田與一の



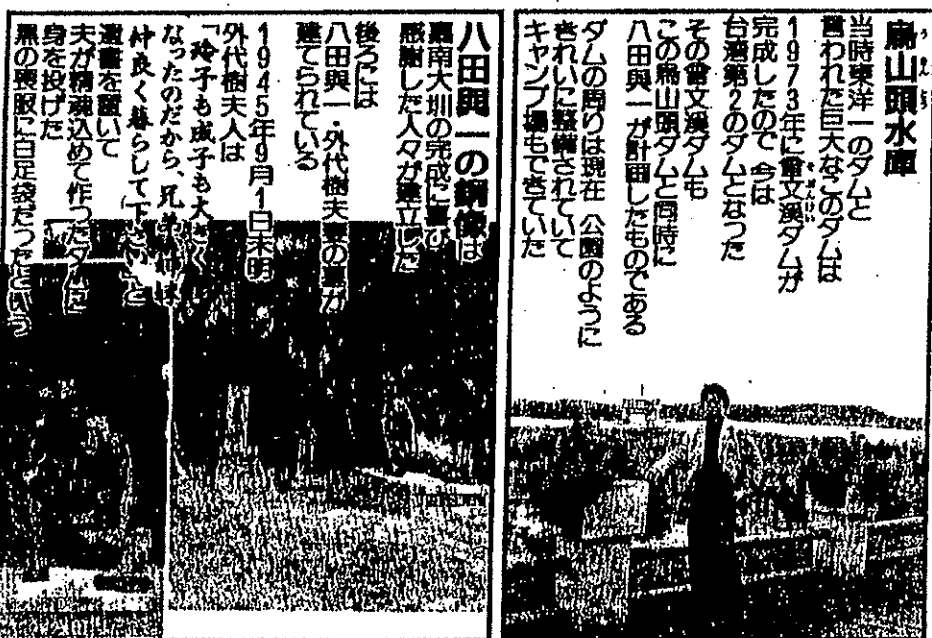
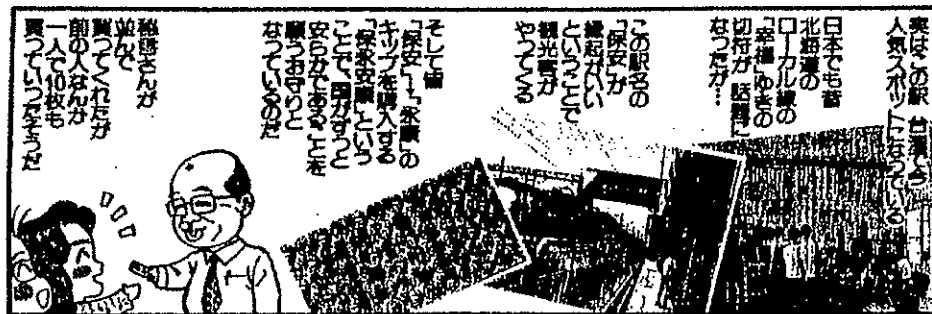
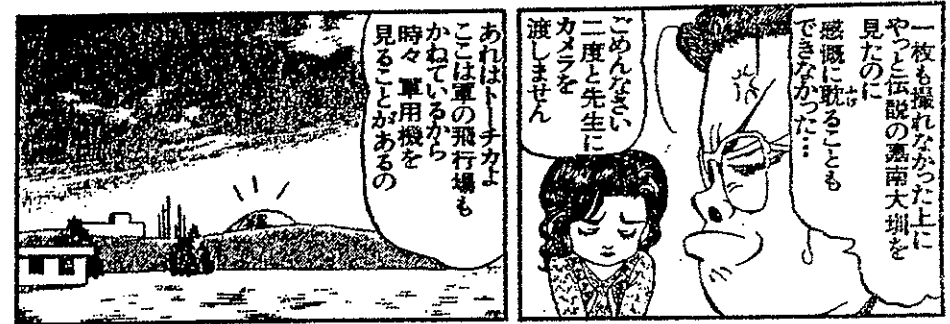
ありや
シスターが
おられないよ
これ……
フィルム
巻き巻き
したの？

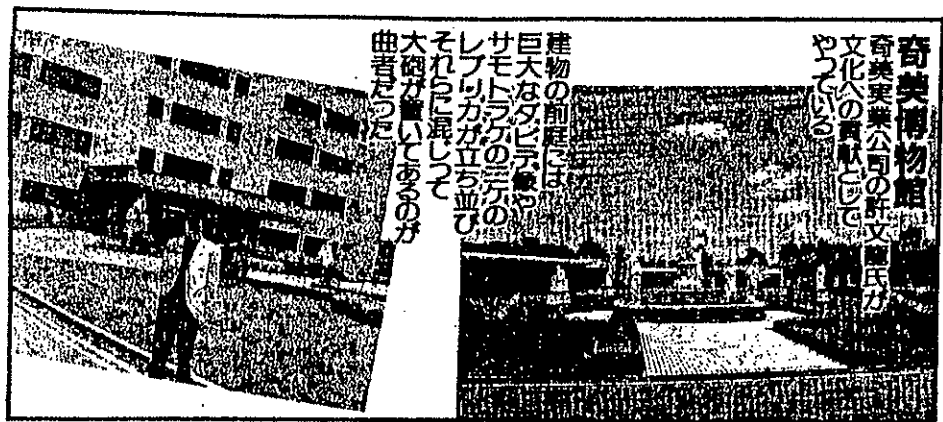


先生びやん
嘉南大圳よ
席替わろう
はい
カメ
ウラ



台北市内のホテルから
松山空港までほんの15分
台南まで飛行機で1時間
日本なら福岡から
鹿児島に行く感覚か



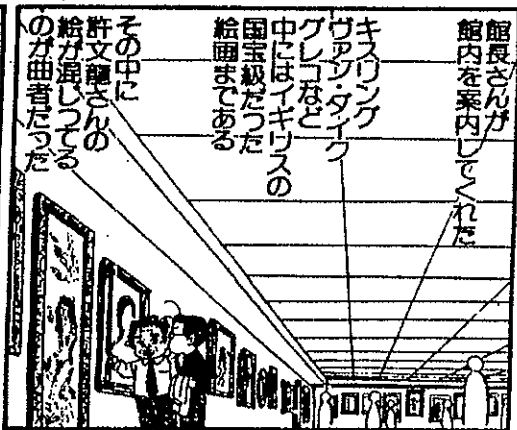


奇美博物館
奇美実業会社の許文龍氏が
文化への貢献として
やっている

建物の前庭には
巨大なタピオカ像や
サモトラガの三頭の
レプリカが立ち並び
それらに混じって
大砲が置いてあるのが
曲者だった



彫刻のコーナーで
横たわる裸婦像の
ところに来たら
許文龍氏の秘書が
この像は
この角度が
一番
ナイスだ
と教えてくれた
確かに体の
曲線が際立つて
アソコも見える角度的
つたのが曲者だった



館長さんが
館内を案内してくれて
キスリング
ヴァン・ダイク
グレンなど
中にはイギリスの
国宝級だった
絵画まである
その中に
許文龍さんの
絵が掲げられて
のが曲者だった



おかしいな
台湾では
美術館のことを
言うのか？



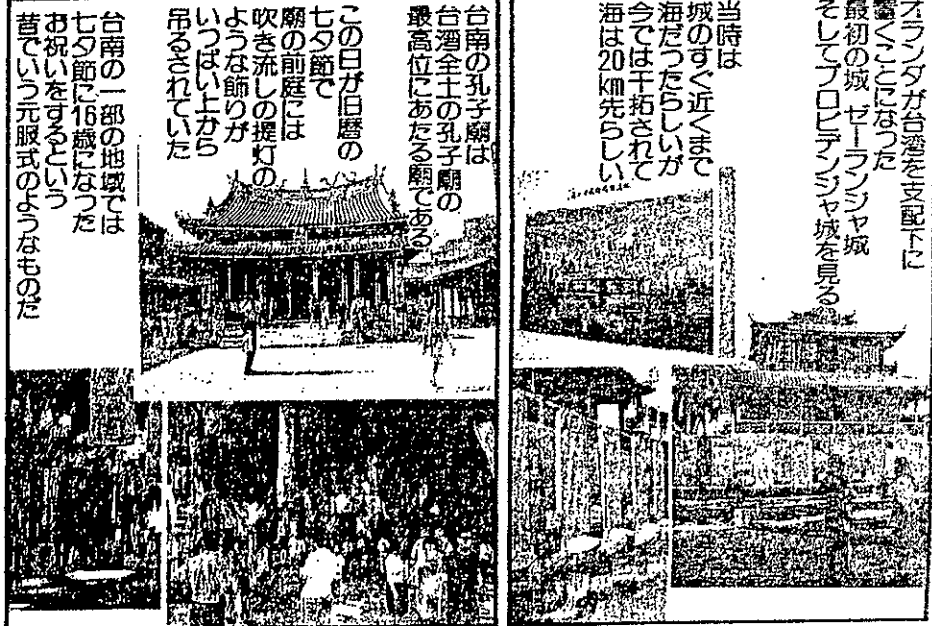
いや立派な
美術館
ですわね
……と
いえ
博物館です
……訂正される



戦後の我々に比べれば
戦前の祖父たちが
どれだけ誠実で
スケールの大きいものを
持っていたか……

甞んだナルシストたちが
現代の日本には あまりに多い

祖父たちを
悪く断罪して
同じ日本人として
罪悪感を
持っているふりを
装いながら
自らだけは
誠実であると
信じ込む

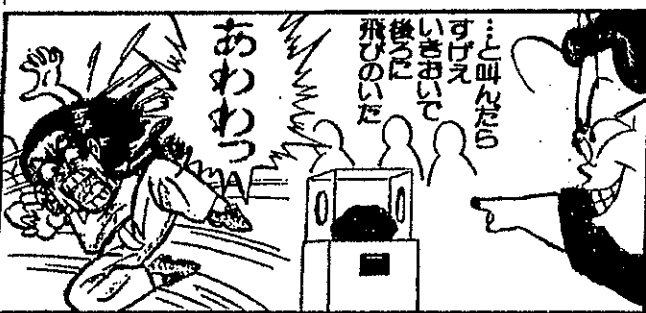


オランダが台湾を支配下に
置くことになった
最初の城、ゼーランシア城
そしてプロビデンシア城を見る

当時は
城のすぐ近くまで
海が広がっていたが
今では干拓されて
海は20km先らしい

台南の孔子廟は
台湾全土の孔子廟の
最高位にあたる廟である
この日、旧暦の
七夕節で
廟の前庭には
吹き流しの提灯の
ような飾りが
いっぱいから
吊るされていた

台南の一部の地域では
七夕節に16歳になった
お祝いをするという
昔でいう元服式のようなものだ



今の日本人は
昔の日本人に対して
大変申し訳ない
ことをしていると
私は思いますよ

日教組の教育が
よほど悪かったのか
昔の日本人の偉業を
一切教えず 昔はただ
悪かったと責めること
ばかりしている



色々 中国を侵略したとか
何とか重くするけど
私が考えるに
日本はそれほど
悪くないことをしたとも
思えないですよ
ちゃんとやっていた
ように思いますよ



そもそも盧溝橋の
発砲は
中国共産党の
仕業だし
その前は
日本人がたぶん
殺されていますからね

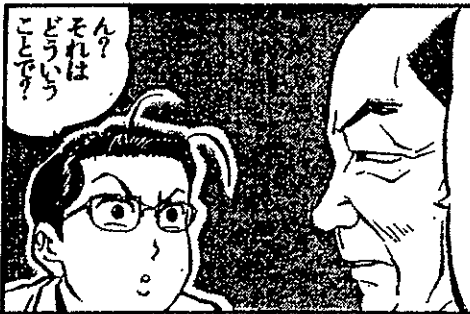
これでやり返さない
...という訳には
いかなかったと思いますよ



私が為政者でも
多分同じことを
したでしょうし
そうさせるを得なかった
でしょうね



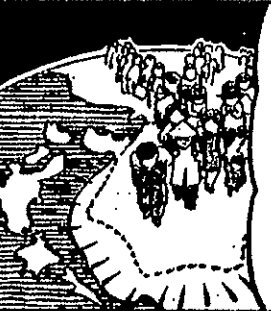
私は経営者だから
その場所に置かれた人たちが
どうしたのか？
...というのを
まず最初に考えるんです



日本統治下の台湾では
台湾は早いおん経済も
発展していい所らしいぞ
住み心地がいらないぞ
...という事で大陸から
どんどん人が渡ってきた



同じく日本が治めていた
満州でも
いい所らしいという事で
どんどん人口が増えたんです



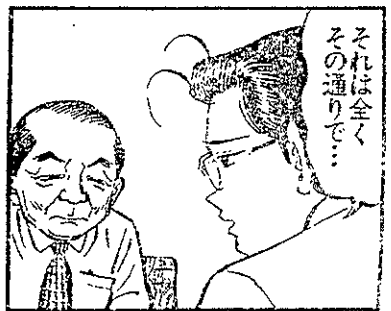
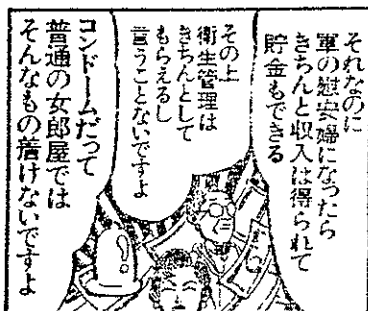
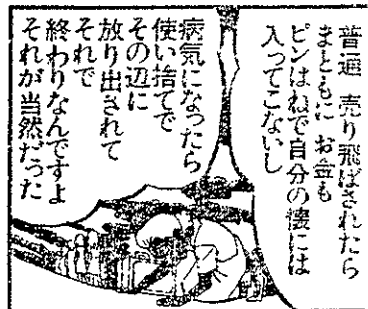
人は住み心地の悪い所に
わざわざ移動したりしないんです

ところが皆 台湾に来たがったし
満州に行きたがった
これは実に大きな要請だと思っんです
住民にとつてありがたい...というのは
一番いいことなんです



日本軍は人権にも
気を配っていたから
軍の慰安場になれると
言ったら 彼女たちにとっては
大出世で...

みなななりがたり
こそすれ そんな
強制連行なんてことは
考えられないんですよ

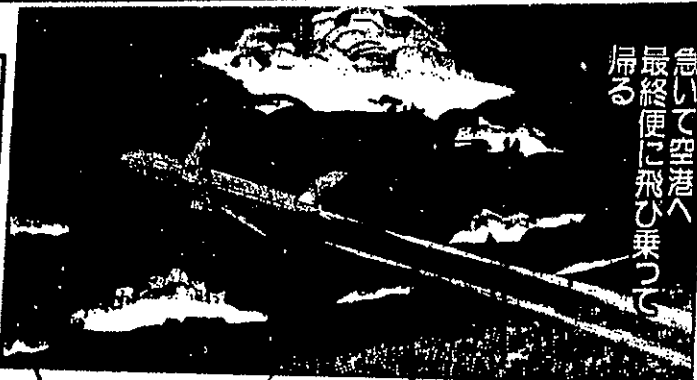


この辺で「トラス隊」に
招集がかかり
全員で「荒城の月」
「ふるさと」追憶...
今の日本の
小学校じゃ
もう教えても
いないだろう
文部省唱歌が
次々歌われる





急いで空港へ
最終便に飛び乗って
帰る



台南は日本人を
戸惑わせる

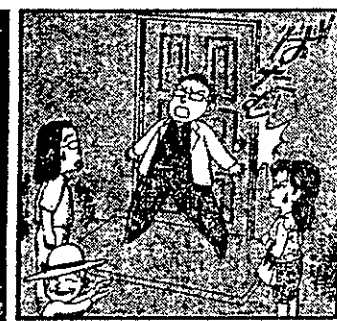
過去の日本人と
向き合われる
からだ

彼らはまるで
違う人種であるかのように
我々の前に立ちはたかる

陽気な台湾人たちが
過去の日本人の
断片をちらつかせる

わしは
もどかしい

わしと
あなた方とは
もはや
別人なのか？



この雑誌は現地で発売後、1週間、1万部を売り上げた模様。これは人口比で言うと、日本なら6万部に相当するらしい。読者層は30代以上が多い。やはり、かなり文字情報も多いので、主読者は台日両方ではないようだ。



統一派は
こんなく
しきつ
やたー
台湾派は
大革命
堂々発売

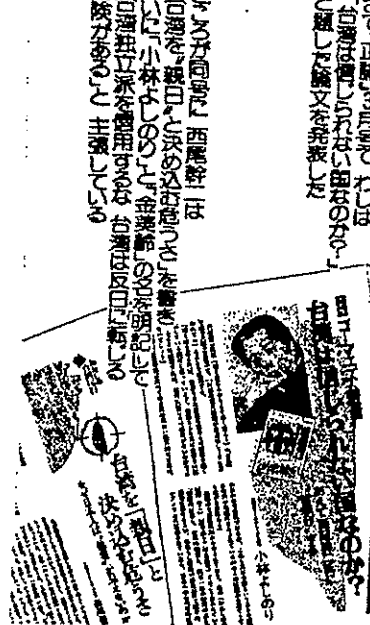
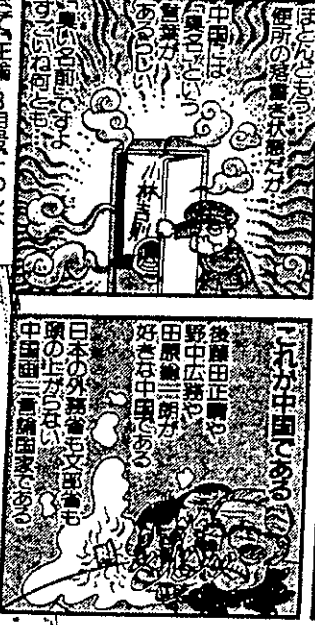
台湾論

台湾版
堂々上市

日本経済新聞 千八百部 読者数 小林清一郎 著



「新民週刊」という雑誌では、まあこんな調子だ。日本右翼漫画家、小林清一郎が、台湾独立の主張を激しく表明。また李登輝の真面目な態度が、台湾独立の主張を激しく表明。また李登輝の真面目な態度が、台湾独立の主張を激しく表明。



台湾独立派の言う「台湾は親日である」という言説を疑え。台湾は日本にとりて手に負えない反日の国になるかもしれない。台湾独立派は国民党に制圧されたがる同胞の罪を暴いて内省すべきだ。



遊園レター



何ですか
それは？



何しろ、台湾のかたには想像もつかないでしょうが、この国には動かないものがあるのです。



一人で怯えてろ／＼

日本にとつて最も身近なものは他者が、
最も思うに任せな、離し、辱を感じさせる
国になる日も、この国が独立し、
発展すればするほど、急速に近づいてくる
のではないかと、思つてゐない。



許介麟は日本から台湾へ帰って
李登輝前総統に会い、
政府のボスに「採用されたものの
経歴」をばたいた。
李登輝氏を懐かしめる
そんなやつに影響されて
「李登輝は子を
招いて甘んじ山奥のみに描い、
ついでに謝罪」の心算は、
ついでに謝罪の便所雑居を内に転落した

西原氏の許介鑒の扱い方は本多勝一の「中國の旅」と全くそれは中共から用ゐられた疑はた無批判に紹介するだけだ。ただそれだけなのだ！

あと、河野洋平もそうだった
韓国が用意した元慰安婦の証
無批判に受け入れただけ！

無批判に証言者の言葉を紹介
紹介者が証言者の側に付いた
やむをえないと覚悟しろ！



野田内閣の閣議要旨を讀んだが、どこが間違つてゐるんや？日本人は自分たちの歴史を、一國の言いなりにしか語らぬのか？野田氏の意見を封じようとする野党の全生主は、(1)民主主義の眞理人は本氣か？自由党も結局はソコか？おまえら、たぶらかさないぞ！

許介顯の主張は、つた

○「台湾人はアイデンティティーがなにもなく
ヴァリエテイがあるだけ」
○日本人はアイデンティティーを持ちすぎるので
台湾人にも期待してしまふ
○そのなでも日本人化した台湾人が一番始末に悪く
台湾をアイデンティティーの度合いの高い国にしようとする
○もちろん台湾が中国大陸から独立しようとしていること
には必然性がある
○しかしやり方いかんでは危ない
ユーゴスラヴィアの悲劇の二の舞になる

もちろんこの
許介麟の主張は
詭弁である



アイヌンディティ「かもともたなく」
ウアラエティがあるたの
の国といふのは、
実は「中国」のことだ。
好知 中華民族、中華文明の中に
我々のハナニディティを置いている
周氏国家を否定したのもめ



許の主張は、
 援友の過半に
 過半数の過半数
 ないといふ
 西國は、
 許の過半を無批判に
 紹介したといふ
 したが、友の過半数を
 紹介する、これにまづ
 今、この過半数の



権力です



聞いてくれや

「権力が外省人であり、
太陸方面を指している」とは
察知されたが、なにも
それ以上は訊かされた
し、それ以上言わぬが
太陸方面を指している」と

[illegible]

いいかい! アジアを巻き込み! 右翼だ、ファシストだ、軍国主義だとしてシール貼りして、辛い時代は来たのだ! いいか中国、韓国よ! おまえたちの国には、ほとんどの言論で戦える知識はないのか? 言論は常に、たった一つか?



日本は中国大陸では、
残留孤児がたぐいま
る。台湾では一人も
出なかつたのか。
冷静に考えてほしい。

それは中国大陸では、
引く手あまたの日本人が
いる。台湾では、
わがやがたの日本人が
衣類と引換で、
労働力として、
子供を置いて、
出て行ったのか。

日本人はたまた
台湾人はたまた
相手は同じ
敵対し難い
より、
悪化を招いて
接しなかつた
悪化を招いて
その点日本人と
台湾人は
さうなのがある

最近出る
台湾に関する
本は、
日本人が
「台湾は親日
じやない」と
書いてあるん
ですわ。



中国語版発売で議論沸騰! 台湾論は世界標準となった!

そうぞうしよう
わしが「台湾論」
出して以降
「親日」とうのは
失礼だとか
書いてる本が
多くなってきたわ

「台湾は
親日だつて
書くのにな」

わしの「台湾論」
台湾の外人労働者や
いんげんが
台湾はやっぱり親日だぞ

いんげんも
反日だぞとほい
う

台湾論精神は
もう動弁してくれよ

少し日本人
国々お

ニューヨーク「第45回国連女性の地位委員会」出張報告
2001年3月12日～16日

伊勢 桃代

第45回国連女性の地位委員会（CSW）に出席して

第45回女性の地位委員会自体は3月6日に開催され、正式には16日に閉会した。第1週目には橋本ヒロ子運審委員が「国際女性の地位協会」のメンバーの資格で出席下さり、基金のためにも大変にご活躍くださった。第2週目の3月12日から16日終了日まで下村満子理事と伊勢桃代専務理事兼事務局長が参加した。これら出張期間中は女性の地位委員会自体の傍聴、NGOの会合出席、国連事務局へのブリーフィング、アメリカの学者との交流などが行なわれた。この報告書は主要な点のみを纏めたものである。

又、日本国国連代表部では佐藤国連大使（前オランダ大使）に基金の活動状況、特にオランダでの償い事業の成果をご報告出来た。又、赤坂大使とも現状の懇談をすることが出来た。CSWの副議長を務めておられる西村公使は、そのご重責とご多忙の最中にも拘わらず時間を割いて下さり、いろいろなご指導を頂いた。深く感謝をするものである。

今回の委員会では、勿論いろいろな事項が討議されたが、以下の3つのテーマに分けることが可能である。

1. 人種主義・人種差別の問題で、国連で近年活発化しているように見うけられるのは、アフリカを主軸とした過去の植民地政策とそれに対する国家的賠償を請求をする動きである。又、アフリカのみでなく、カリブ海諸国の問題もNGOのパネルでとりあげられた。こういった動きの主な対象国となるのがアメリカとヨーロッパである。CSWは、“植民地主義”をその決議文に入れるか否かを長時間討議した結果入れないことで合意された。

慰安婦問題に関しては、松井やより氏等が、植民地主義と関連させる方向で活動が展開された。しかしながら、女性の地位委員会としての決議文に関する討議の対象にはならなかった。よって決議文には含まれなかった。委員会は“植民地主義”に関しては討議したが、慰安婦問題は討議がなかったという違いがあった。結果として植民地主義も慰安婦問題も決議文には含まれなかったが、今年8月31日から9月7日に南アのダーバンで開催される国際会議に向けては、活発な活動が行なわれることが充分予測される。この国連主催の会議は、人権高等弁務官を事務局長として開催され“人種主義、差別、排外主義及び関連の不寛容に反対する世界会議”という名称である（World Conference against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and related Intolerance.）。

2. HIV/AIDS の問題に関する決議文は相当に早い段階から用意されていたと聞く。しかしながら、決議文採択への合意にいたらなかった。家族関係などいろいろなことが取り上げられたが、途上国側からの医薬品の安価購入と医療へのアクセスの要求が、先

進国側から受け入れられなかったことが、合意に達しなかった大きな理由としてあげられている。ただし、実際には G77 がその意見の違いを纏められなかったことにあったとの観方が強い。

3. 女性の地位委員会の事業計画 2002-2006 につき討議が行なわれた。結果として以下の事業とスケジュールが合意された。：2002年 ① グローバル社会の中で、女性の一生のエンパワーメントを通じての貧困の撲滅 ② 環境管理と自然災害の緩和 2003年 ①メディア、情報、ITへの女性の参加とアクセス、そしてそれらの女性の前進とエンパワーメントのための手段としての利用、②北京行動綱領と第23回国連特別総会の定義による女性の人権そして女性と少女に対する総ての暴力の除去 2004年 ①平等な社会を築くための男性と少年の役割 ②紛争予防、紛争解決、紛争後の平和構築への女性の平等なる参加 2005年 ①北京行動綱領と第23回国連特別総会の実施に関する検討 ②女性と少女の進出とエンパワーメントのための現存する挑戦と将来に向けての戦略 2006年 ①女性の開発への大いなる参加；教育、健康、労働の分野も考慮にいれながら、男女平等の達成と女性の進出のためのよき環境 ②総てのレベルにおける決定プロセスへの男女平等なる参加

上記の事業とスケジュールはこれからの5年間の国連での方向を示唆するもので興味深い。

以上全体的な報告をしたが、個々の会合の中から慰安婦に直接関連するNGO集会のご報告をする。

1. 3月8日に東京国際市民法廷の報告会が行なわれた。橋本ヒロ子運審委員のご報告によると参加者は100人以上あり、韓国女性省の韓大臣も参加された。報告者は松井やより氏とヘイスー氏（新CEDAW委員）を中心とし、他にフィリピンの弁護士、台湾の精神医学の研究者、在米慰安婦問題グループの韓国人と中国人も報告した。台湾の女性は最近の小林よしのりの件も報告した。在米慰安婦問題グループの活動目的は、この重要な問題を国連の決議事項として採択し、日本政府に責任を果たさせることだと発言した。

2. 3月13日には世界退役軍人連盟が主催（共催： International Federation of Women in Juridical Careers, International Federation of Women Lawyers, International Alliance of Women, Women's Commission for Refugee Women and Children）による“武力紛争下における性、人種差別、そして民族問題：その結果と救済”と言うNGOのワークショップが開催された。報告者としてはニューヨーク慰安婦問題連盟の金氏と松井氏の2人が日本の慰安婦問題の報告、国際弁護士組合のパートラムーノースナゲル氏による国連国際法廷の話、人権監視グループのブラウン氏による旧ユーゴスラヴィアやルワンダ法廷を中心とした報告があった。

以上2回の会合から、下村理事、橋本運審委員と伊勢が共通に感じたことは、こういった会合での発言があまりに一方的であり、特に慰安婦の数に関しては“several hundreds”

及び ” 200,000 人 “と決めつけて報告されていることである。正しい情報を積極的に国際の場に発信することは必要である。償い事業終了間近い基金は、国際的に NGO への情報を積極的にやる必要とその時が来たと感じられた。

NGO 最終の会合

女性の地位委員会の最終日を翌日にひかえ、今会期中 NGO 最後の会、“CSW2001 のための女性連合会議（仮称）”が3月15日17:00より開かれた。アジア、アフリカ、EU、中東、ラ米等の地域ごとの総括報告、決議文の進捗状況、CSWの感想、アフガニスタンのタリバンの問題の緊急性などが述べられた。全体としてはCSWに対しての不満が多かった。不満の一つはCSWの事業計画に“世界会議”の予定が入っていないことである。2005年に出来なければ2006年にはやりたいという希望が強くだされた。

フィリピンにおける「償い事業」申請締め切り(2001年8月12日)を前に、基金事業を受け入れた被害者の現状の把握、締め切りに伴う問題等について協議するため、被害者、協力政府機関、支援 NGO などからの聴取を目的に、有馬理事、大沼理事、井出アジア大洋州地域政策課課長、野依同事務官、松田が3月18日から20日/21日まで出張した。

1) リラ・フィリピーナおよびロラズとの面談

リラの創設者でありながら新しいグループを作ったネリアに対して、面談した現在のリラの責任者2名は、リラのメンバーであるロラたちも批判的であると述べた。また、リラのリストで8月までに受け取りを希望している女性たちは40名以内であるが、全員が必要な書類を期限内に整えることが出来るか否かは分からないとの話しであった。ロラズのネリアは、リラで対応できなかった地方の要請で、日本とフィリピン双方の弁護士の調査により、あらたに100名近い女性たちの被害について聞き取った最近の活動について話した。

2) 社会福祉開発省 (DSWD) マナハン次官、バラノン次官補、カブレラ局長、マリリン、キャロル両ソーシャル・ワーカー、松本日本大使館事務官同席

DSWD では、同年代の女性たちと比べて医療福祉支援事業を受けたロラたちの経済状況の比較などについて出張者側から質問があり、被害者たちの方が経済的に困窮している状況や事業を受けて、自己評価が高まり、尊厳の回復につながっている。さらに、被害者だけでなく家族にも変化が見られるなどの意見交換がされた。その後、ソーシャル・ワーカーの案内で2名のロラの自宅を訪ねた。一人は、姪の家族と同居し、火事で償い金を使い果たし今後の医療費の心配をしていた。もう一人のロラは、数年前に失明したため、姪の家に同居している。娘は科学者で専門職。家の中では、洗濯など簡単な家事は出来る。しかし、やはり心配は、これからの医療と相談相手とのこと。

3) 外務省 (モンテアレグレ北東アジア課長、ローレル事務官、松本事務官)

フィリピン政府「慰安婦」問題タスク・フォースの議長であるモンテアレグレ課長を表敬訪問。終了については、日比両国の協力で進められた事業の成功を積極的に公にする、今回の事業は、革新的で希望を与えた、与える点を強調して、いつ発表するか等を緊密に協議していくことで合意した。今後については、「傷口を開いて、そのまま放置するようなことはすべきでない」とのコメントがあった。基金事業申請終了の告知は、5月にフィリピン各紙の新聞に出す。(裏面参)

4) 司法省 (グチャレス次官)

「フィリピン政府として『認定』を出来るだけ早く終了することは、当然でそのため努力している。現在も休日の土曜日に4名の検事の協力を得て、インタビューを行っている。しかし、申請の終了時にどれだけの申請が来るかは、現時点で予想できない。日本側の希望もいれ、2002年の2月末を目途に努力する。『認定』については、アジア女性基金、日本政府と十分協議して行って来たので、フィリピン政府が説明する必要はない。」等のコメントがあった。

5) 「ロラの家」訪問

10名のロラたちと面談。アジア女性基金の「償い事業」を最初に受け取った4名の一人である、アナタシア・コルテスさんも同席。彼女は、コリー・アキノ、ビルマ・サントスと共に勇気ある女性に贈られる「女性人権賞」を受賞することになり、テレビのインタビューを受けたりする忙しい日であったが元気そうな様子。他のロラたちも元気そうであった。基金からの事業費の残額は、残っていない人が多く、その理由として、フィリピン特有の文化について支援団体から、①フィリピンでは、保険制度など将来に備えるような経済状況にないで、どうしても“day to day”の生活を送る、②いままで世話になった人々に「ふるまう」「借りをかえす」などの説明があった。

ANNOUNCEMENT

Since August 1996, the Asian Women's Fund (AWF), in cooperation with the Government and people of Japan, has engaged in activities in the Philippines, of national atonement from the Japanese people and medical and welfare assistance, to meet moral responsibility to those who had suffered as former "wartime comfort women".

Eligibility

Surviving former "wartime comfort women" as of 19 July 1995 (the date of the establishment of the AWF), subject to recognition as such through the regular procedure, shall be eligible. If the person concerned, who had had a clear and proven intention to receive such atonement, is deceased after aforementioned date, a representative of the bereaved family (spouse and children), subject to recognition as such through the regular procedure, may be eligible.

Submission of Application

Not later than 12 August 2001.

Should you be qualified as former comfort women, please write to obtain an application form and submit your applications to the Asian Women's Fund at PO Box 4704, Makati Central Post Office, Makati City, Philippines, **not later than 12 August 2001**, together with required documents (including the details of the suffering during the war in English) and photos.

No application will be accepted after 12 August 2001 (date of the postmark).

Asian Women's Fund

戦後補償実現！FAX速報 No. 323 2001.1.22

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆オーストリアがユダヤ人資産没収に補償。5億ドル拠出へ合意

1月17日オーストリア政府は第2次大戦中ナチス支配下のオーストリアでユダヤ人らの資産を没収した問題で約5億ドル(595億円)を支払うことでユダヤ人団体代表と合意、ワシントンで合意文書に調印した。クリントン政権で戦後補償問題に取り組んできたアイゼンスタット米財務副長官が交渉を仲介してきたもので、同政権の任期切れ直前に合意に達したもの。強制労働被害者への補償基金(約440億円、本紙313号参照)とは別枠の補償措置。オーストリア政府は3億8千万ドルの犠牲者補償基金を創設し、犠牲者への社会福祉支援金として別途総額1億1200万ドルを支払う。受給資格者は約8万人と見られる。なお、いくつかの犠牲者グループは「補償額が少ない」と合意に応じず、最終解決には至らなかった。オーストリア側の担当者エルンスト・ズーカリパ氏は「我々は過去に忠実でなければならぬ。オーストリア人が加害者、傍観者、被害者であったという事実に対しても」と語った。(1/19朝日・毎日=共同、20朝日=時事AFP)

◆アイゼンスタット前米財務副長官が「日本の強制労働問題未解決が心残り」と言及

クリントン政権下での戦後補償関連最後の仕事として17日オーストリアのユダヤ人資産没収補償(前項参照)の合意を発表したアイゼンスタット米財務副長官は「20世紀の悲劇の中で解決が積み残されてきた問題に取り組むことができた」と語ったが、同日付のニューヨーク・タイムス紙のインタビューでは「同じように強制労働をさせた日本による補償を実現できなかったことが心残り」と口惜しさをにじませた述懐をしている。「1951年サンフランシスコ平和条約が多く数の解決の道を閉ざした」と指摘する一方、「日本政府や日本企業からは結局何も返答を得られなかった」と述べ、日本に対する働きかけを行ったことを示唆した。ドイツ、オーストリア、スイス、フランスなどと精力的に交渉し、被害者団体、イスラエルや東欧諸国も巻き込んで大規模な補償を実現してきた米国側の立役者は20日政権交代で退任した。パウエル新国務長官にも作業継続を要請したという。(1/18共同)

◆仏議会在1915年オスマン・トルコのアルメニア人「虐殺」認定法案を可決

フランス議会上院は犠牲者150万人を出したとされる1915年トルコ東部(旧西アルメニア)で起きたオスマン・トルコによるアルメニア人の大量虐殺を「ジェノサイド」と認定した法案を18日可決した。上院も昨年11月7日に可決している。トルコ政府はオスマン帝国と敵対関係にあったロシアに協力的だったアルメニア人の殺害は「正当な自衛権の行使で、虐殺はでっちあげ」と反論していて、フランス製品ボイコットなど対抗措置をとる構え。同趣旨の決議は昨年ベルギー議会上院でも採択されている。

一方、カンボジア議会上院は15日ポル・ポト派の元幹部を大量虐殺などの罪で裁くための特別法廷設置法案を満場一致で可決した。2日下院でも可決されており、国王の署名をへて成立する。国連は当初から国際法廷設置を強く求め、下院可決後も恩赦を受けているイエン・サリ元副首相も起訴対象になることを明記すべきと修正を求める書簡を送っていたが、カンボジア側は「誰を起訴するかは法廷が決める」と主張し、上院で修正はなかった。(1/3各紙、11朝日、15共同、16朝日・毎日、19朝日)

＜ご案内＞

第3回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題 2001」

■日時：1月26日(木)午後5時30分から(開場：午後5時)

■会場：弁護士会館(10F)1003号室

■参加費：1000円(資料代込)

プログラム

17:30 開会

(第1部)戦後補償裁判の成果と課題

17:35 戦後補償裁判の成果と課題(99/00年)概説 高木喜孝弁護士(弁連協事務局次長)

A) 撥覆法・恩給法国籍差別訴訟

17:50 ①鄭商根(99.9/10大阪高裁)・②姜富中(99.10.15大阪高裁)・③李昌錫(00.2/23大阪高裁)
小椋千鶴子(在日の戦後補償を求める会)

18:00 ④金成壽(99.12/27恩給処分取消・東京高裁、00.4/27国賠・東京高裁) 山口紀洋弁護士
B)「慰安婦」訴訟

18:05 ⑤宋神道(00.11/30東京高裁)・⑥フィリピン(00.12/6東京高裁) 藍谷邦雄弁護士
C) 中国人戦争被害者・香港軍票訴訟

18:15 ⑦731・南京・無差別爆撃(99.9/22東京地裁) 山田勝彦弁護士
18:20 ⑧香港軍票(99.6/17東京地裁) 和仁康夫(香港軍票補償をすすめる会)

18:25 ⑨韓国・朝鮮人BC級戦犯訴訟 今村嗣夫弁護士
D) 韓国・朝鮮人BC級戦犯訴訟

18:35 ⑩三菱広島・三菱釜山(99.3/25広島地裁・00.5/1釜山地方法院提訴) 奥村秀二弁護士
18:40 ⑪日本鋼管(99.4/6東京高裁和解) 米倉勉弁護士

18:45 ⑫不二越(00.7/11最高裁和解) 山田博弁護士

18:50 ⑬鹿島・花岡(00.11/29東京高裁和解) 新美隆弁護士

19:00 <休息>

(第2部)海外の動きの報告

19:06 ①米国訴訟と英国・オランダ政府などの措置について 鈴木五十三弁護士
19:15 ②ドイツ強制連行補償基金について 佐藤健生拓殖大教授

(第3部)シンポジウム「訴訟・立法・国際的なネットワークを深めるために」
パネリスト：新美隆・佐藤健生・今村嗣夫・土屋公敏

19:25

20:30 閉会予定

*資料や図書頒売希望者は頒売コーナーを設けますので16:30にお越し下さい。

*設営や運営を手伝って下さるボランティアを募集中です。

■主催＝戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会＋戦後補償ネットワーク

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第48回サイレント・デモ&要請行動

1月30日(木)11:30、参議院議員会館前、13:00国会議員に「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期審議・制定を求める要請行動。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646・090-4384-1418、F03-3237-0287。

■＜案内＞シンポジウム「日朝交渉でいま何が問われているか―過去清算をめぐる諸問題」

2月1日(木)18:30文京シビックホール3F(後楽園)、発言＝佐川紀勝(国際基督教大教授)・前田朗(東京造形大教授)・中村利也(指紋カードをなくせ!90年協議会)、会場費＝700円。主催＝日朝国交正常化の実現と日韓条約の見直しを求める全国署名運動 T03-5684-0194。

【裁判情報】●1月30日(火)11:00 731・南京・無差別爆撃控訴審第5回公判、東京高裁817号。●2月1日(木)10:00 中国人強制連行第1次(劉連仁)訴訟第23回公判(結審予定)、東京地裁103号(報告集会18:30エデュカス東京地下会議室、息子の劉煥新さん来日)

戦後補償実現！FAX速報 No.324-325 2001.2.12

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆香港「軍票」訴訟控訴審、東京高裁も原告の請求棄却。「個人請求権」認めず

2月8日東京高裁(小川英明裁判長)は第2次大戦中に旧日本軍が占領中の香港で発行し、強制的に香港ドルと交換させ、戦後無価値となった「軍票」の交換と補償を求めて香港の住民17人が総額約3億5千万円を日本政府に請求した訴訟の控訴審で、一審東京地裁判決(99年6月、本紙269号参照)を支持し、原告の請求を再び退け、棄却した。判決は「ハーグ条約では個人の損害賠償請求権は認められておらず、国に不当利益を返還する義務もない」として一審判決を支持、同時に原告らの訴訟救助の申立も「訴訟救助は勝訴の見込みがないとはいえない時に限り与えられるもので、本件は勝訴の見込みがない」として棄却した。原告団長の呉澄興(イ・ヤン)香港索償協会会長(67)は判決後の記者会見で「最高裁まで闘うし、米国への提訴も考える」と判決の不当性を訴えた。判決の様子は香港のテレビなどでも紹介された。なお、香港および広州市に進出していた日系企業の名前や資本金などを記載した「華南商工人名録」(1943年6月国聯情報社広東支局発行・A5版約80頁)がこのほど香港で発見された。香港在住の米国人歴史家が保管していたもので800近い事業所の詳細が記載されている。鉱山・海運・土木・建設会社のほか、三井物産、三菱商事、トヨタ自動車などの大企業も掲載されていて華南の「大東亜共栄圏」づくりに日本の産業界全体が深く関与していた実態がうかがえるという。(1/16 共同、2/9 朝日・毎日・日経)

◆外務省が韓国シベリア翔風会に初めて「お詫び」表明、補償は拒否。日韓政府見解対立

99年10月に当時の小渕首相あてに韓国のシベリア元抑留者の組織「韓国シベリア翔風会」(李炳柱会長)が提出した被害補償要請書に対して、1月29日外務省北東アジア課が初めて文書で回答し、95年村山談話を引用しながら「痛切な反省の意」と「心からのお詫び」を表明。しかし、補償要求に対しては「65年日韓請求権協定と関連国内法によって最終的に解決済み」と述べ、平和祈念事業特別基金の慰労金についても国籍条項と請求期限切れを理由に支払いできないと回答。抑留中の労働賃金については、ロシア政府が支払うべきで、日本政府に支払い義務はなく、1949年ジュネーブ条約66条も当時国際慣習法として確立されていなかった。日ソ共同宣言で日露双方の請求権を放棄しており、請求権問題は両国間で決着済みと説明している。韓国シベリア翔風会はこれまで、ソウルの日本大使館に質問状や要請書を届け、ジュネーブの国連人権委員会などにも働きかけてきたが、日本政府からの回答は一切なく、今回の対応が初めて。同会は99年3月に金大中大統領にも要請書を送り、韓国政府からは3週間後に通商外交部アジア太平洋局長名の回答書を得ている。韓国政府は「65年請求権協定が民間団体や個人が直接日本政府に補償要求する権利に影響を与えるものではない」と回答し、同協定の効力をめぐって日韓両政府の見解が違っていることを再確認している。李炳柱(イ・ビョンジュ)翔風会長は2月8日付で反論と抗議の返書を送り、16ヶ月も待たせ、発信人の書名もない文書の非礼に遺憾を表明した上で、「加害者としての責任を回避し」、「不当な屁理屈」と「非常識な解釈」で補償を拒否したことに抗議。論弁を撤回し、再検討の上、すみやかに再回答するよう求めた。なお、同会会員も99年10月以来5人が亡くなり、生存者は28人に減ったという。(1/29 共同)

◆米政府ユダヤ人資産調査委員会が「日本の責任追及怠った」と米の戦略優先政策を批判
24日第二次世界大戦中にナチス・ドイツが接収し米国に流れたユダヤ人資産返還問題を調査していた米大統領諮問委員会は米政府が冷戦の始まりとともに西側陣営の再建を優先し、戦後処理の対応を遅らせたと批判する最終報告書を発表した。同委員会は、ユダヤ人資産がドイツによる戦争被害賠償に使われ米国に大量に流入したとの欧州各国からの責任追及を受け、98年に設立されたもので、日本の戦後補償問題でも米国内の犠牲者らは「米政府は冷戦で日本の責任追及を怠った」と指摘していると報告し、当時の政府の対応に疑問を提出した。報告書は米国が戦後、西欧の経済再建、西ドイツ・オーストリアの西側陣営取り込み、冷戦勝利などの戦略目標を優先し、ユダヤ人資産問題など戦後処理に重点を置かなかったと批判している。同委員会は米国の美術館にある6枚の絵画がユダヤ人資産だったと特定したが、連邦政府の所有物しか調べていないため州政府や個人の所有物に接収資産が多数紛れていると批判する声もある。(1/24共同)

◆「浮島丸」訴訟実質審理終わる。国が一部遺骨返還を認め、原告側は受取拒否

敗戦直後の1945年8月舞鶴湾で爆発・沈没し500人以上の死者を出した旧海軍輸送船「浮島丸」に乗船していた帰国途上の朝鮮人強制連行労働者らの生存者や遺族ら80人が国に謝罪と約30億円の賠償を求めた「浮島丸」訴訟は25日京都地裁で実質審理を終え、3月1日に結審する見通しとなった。この日の口頭弁論で、国側は一部の原告が求めている遺骨返還について請求を認諾すると表明した。しかし、原告側は「謝罪ぬきの返還には応じない」と受取を拒否した。遺骨返還を求めている原告18人中11人の返還請求を認めたが、認められなかった7人分は、死没者名簿にも該当するものがないという。国側は「早期解決を図ったが、謝罪を条件とする原告と和解には至らなかった」と説明。支援団体の宋斗会会長(85)は「路傍の石のように返すといわれても謝罪なしでは受け取れない」と反発し、問題解決に至らないことを強調した。(1/25共同・時事)

◆同和鉱業花岡鉱山が補償請求警戒し、朝鮮人労働者の遺骨発掘の試み？外交文書で判明

昨年12月に公開された外交文書を調査した朝鮮人強制連行真相調査団は、5日までに秋田県花岡鉱山七ツ館坑で戦時中に落盤事故で朝鮮人労働者ら22人が死亡した事件(1944.5.29.発生)で、同鉱山を運営していた同和鉱業(本社=東京)が戦後朝鮮人の補償要求運動を警戒し、1955年に急きょ遺骨の発掘・送還を外務省に申し入れていたことが判明したと発表した。文書によれば、55年1月に同和鉱業幹部が外務省を訪れて「朝鮮人が発掘作業を蒸し返し、給与を支払えと無法な要求を行っている」「地元警察の連絡では朝鮮人団体が外務省、韓国代表部などに陳情予定」などと報告したとあり、その後「発掘作業が始められる予定」「5月頃死体が出る見込み」など記されているという。同調査団の洪祥進事務局長は「外交関係を恐れたその場しのぎの対応で、実際には遺骨発掘はされなかったようだ。遺骨は埋ったままで、企業と政府は責任を持って調査すべき」と指摘している。文書は9日から秋田市内で開かれている「秋田県の朝鮮人強制連行展」で展示中。(2/5共同)

◆英国政府も初めて「ホロコースト追悼式」開催。一部で混乱も

アウシュビッツ強制収容所解放から56年目の27日、英国政府主催の「ホロコースト追悼式」がロンドンで開催された。英政府がホロコースト記念行事を開催するのは初めて。内務省人種差別問題専門チームが企画を担当し、カンボジア、ルワンダ、ボスニアの虐殺犠牲者も追悼対象に拡大した。これに対しユダヤ系住民からは「ホロコーストを過小評価」との批判が出、他方当初対象に含んでいなかったアルメニア系代表も抗議を受けて招待に加えたため逆にトルコ系が抗議行動を繰り広げるなど混乱も起きたという。(1/29朝日・読売)

◆ピノチェト元大統領再起訴。犠牲者側歓迎、右翼・軍部は反発

29日チリのサンチャゴ控訴裁判所(高裁)のグスマン捜査担当判事はピノチェト元大統領(85)を軍政時代の民間人殺害と誘拐の罪で再度起訴し、自宅軟禁を命じた。昨年12月にいったん起訴したが、手続き不備が指摘され、1月10～13日に本人の精神鑑定を実施し、23日に本人尋問を行った。本人尋問に対し元大統領は容疑を全面的に否定し、その後軽い脳こうそくを起こして一時意識不明になり、入院するなどの経過があったが犠牲者側の強い要請を受け、再度起訴に踏み切ったもの。弾圧犠牲者・行方不明者の会のビビアナ・ディアス会長は「不可能に思われていたことが実現した。チリにとって歴史的な日だ」と涙ながらに語った。他方、元大統領を支持する軍部や右翼は起訴に反発している。健康状態などを理由に元大統領弁護団は「起訴無効」を主張するとみられる。(1/24～31各紙)

◆通常国会開会。20団体が政党・議員に戦後処理・「慰安婦」問題早期立法解決を要請

31日第151通常国会が召集され、首相の施政方針演説、各党代表質問などが行われた。戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会(土庫公献会長)、戦後責任を問う関釜裁判を支える会(松西澄子代表)など20の市民団体は30日全政党の党首・代表に“立法による戦後処理・「慰安婦」問題の早期解決の要請”を送付、31日衆参の全国会議員に同趣旨の要請書を配布した。21世紀最初の国会だが、戦後補償に関する論議はまだない。

◆第3回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題2001」開く

26日弁護士会館に約100人が参加して第3回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題2001」が戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会と戦後補償ネットワークの共催で開かれた。99・00年に判決のあった13の戦後補償裁判の判決について担当弁護士・支援団体責任者らが報告。また米国・韓国の訴訟やドイツの強制労働補償基金などについても弁連協事務局や佐藤健生拓殖大教授らが報告し、今後の立法運動などについても問題提起が行われた。和解による解決が得られている企業相手の裁判の経過を含め戦後補償裁判全体の大きな流れを確認し、全体的な解決に成果をどう広げていくか意見を交換した。資料集は希望者に頒布中、1部500円+送料210円。FAX03-3237-0287へ。

◆【訃報】フィリピンの元「慰安婦」カテリーナ・ロレンツォさん(86)逝去

フィリピンの元「慰安婦」で裁判の原告だったカテリーナ・ロレンツォさんが2月8日亡くなった。マニラ首都圏ナボタス地区在住で、高齢ながら来日したこともあり、明るい性格で親しまれていた。葬儀は18日の予定。

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第49回サイレント・デモ&要請行動

2月21日(水)11:30、参議院議員会館前、13:00国会議員に資料配布・要請行動。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646・090-4384-1418、F03-3237-0287。

■＜案内＞戦後補償ネットワーク報告・懇談会「ドイツ強制連行労働とその補償問題」

2月27日(火)18:30、シニアワーク東京第2セミナー室、報告＝ウルリヒ・ヘルベルト(独フライブルグ大教授)、佐藤健生(拓殖大教授)。参加費＝千円。T03-3237-0217、F03-3237-0287。

【裁判情報】●2月14日(水)13:30日鉄釜石裁判第18回公判、東京地裁710号(原告本人尋問6名)。●2月16日(金)中国人強制連行新潟訴訟、新潟地裁。●2月21日(水)13:30中国・山西省性暴力被害者裁判第9回公判、東京地裁103号(原告本人尋問3人予定、傍聴集合13:00地裁前、報告集会18:30神田パンセ201号室)。●2月27日(火)10:00中国人強制連行第2次訴訟第9回公判、東京地裁706号(原告本人尋問2人)。●2月27日(火)13:00中国人「慰安婦」第1次訴訟(判決)、東京地裁712号(報告集会18:30土シニアワーク東京地下講堂)。●2月27日(火)13:30西松建設、広島地裁。〈今号発行遅れました。編集部〉

傍聴お願いします！

中国・山西省性暴力被害者裁判

2001年2月21日(水)原告本人尋問

張先兎さん、王改荷さん、尹玉林さん

13:30～16:00

103号大法廷

13時までに地裁玄関前に集合してください。

この裁判では中国山西省・孟県で旧日本軍により性暴力被害を受けた10名の女性が原告になっています(遺族を含む)。第9回口頭弁論は前回の万愛花さんに続き、原告本人尋問が決定しました。張先兎さん、王改荷さん、尹玉林さんの3名の被害女性の本人尋問が行われます。

日本軍による拉致監禁・暴行・性暴力の被害を受けて58年余。3名とも初めての来日に、その思いの丈を法廷で証言されます。当日は傍聴席を埋め尽くして、勇気を持って立ち上がった彼女たちに力いっぱいのエールを送りたいと存じます。傍聴のご協力お願いします。

なお、同日夕刻には裁判報告・証言集会を開催します。こちらの参加もよろしくお願いします。

場所：神田パンセ 201号室

JR水道橋西口より徒歩5分(千代田区西神田3-9-10)

時間：2月21日(水)18:30～21:00

中国における日本軍の性暴力の実態を明らかにし、賠償請求裁判を支援する会

(略称：山西省・明らかにする会)

連絡先：清井法律事務所

03-5261-2251

戦後補償実現！FAX速報 No.326-327 2001.2.24

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URT: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店 (普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆台湾人元BC級戦犯補償請求訴訟で宮崎地裁が補償立法を促す付言判決。請求は棄却

2月23日宮崎地裁(横山秀憲裁判長)は第2次大戦中に旧日本軍の捕虜監視員(軍属)としてボルネオなどで働き、戦後BC級戦犯として裁かれ11年間巣鴨刑務所などで刑に服した台湾出身の林水木さん(75、現日本国籍)が「日本の戦争責任を肩代わりさせられた」として国に謝罪と2500万円の補償を求めた訴訟(98年5月提訴、本紙218号参照)で、「現行法に原告に対する具体的な謝罪、補償を可能とする具体的な立法は存在せず、補償は立法府の裁量にゆだねられている」と原告の請求を棄却した。しかし、原告の訴えには理解を示し、判決の結論で「遠因は植民地化と戦時の俘虜政策」と指摘、戦後補償を求める内外の社会変化も踏まえた上で、「原告のように植民地政策の犠牲となった個人を含め、未解決となっている戦争被害者を救済するために、適切な立法措置を講じるなど、国政関与者になお一層の尽力を期待する」と述べ、包括的な補償立法を促した。判決後の記者会見で林さんは「日本陸軍に裏切られ、今度は国と裁判所に裏切られた」と悔しそうに語った。なお、恩給不支給無効確認訴訟は東京地裁に移送され、係争中。(2/23 共同・時事・毎日・読売・日経・東京夕刊)

◆小林よしのり著書を台湾行政院長も批判。元「慰安婦」の抗議受け、政府調査約束

小林よしのり著『台湾論』の中国語版が今月台湾で出版され、その中に「慰安婦」について台湾の企業家で総督顧問の許文龍氏らが「(慰安婦)になりたがりこそすれ、強制連行なんてことは考えられない」などと語ったと紹介されていることが大きな問題になっている。21日台北市婦女救援社会福祉事業基金会は立法委員(国会議員)や歴史家の朱徳蘭中央研究院研究員らと記者会見し、「史実とかけ離れている」「台湾人の感情を傷つけるだけでなく、日本と近隣諸国との間に誤解と対立を招く」と批判した。22日には王清峰弁護士らが台湾のTVや新聞に登場して強く抗議、23日には元「慰安婦」の黄阿桃(80)、高宝珠(81)さんが張俊雄行政院長(首相)と簡又新総督府副秘書長に会い、抗議と要請を行った。張行政院長は23日立法院(国会)で野党議員の質問に答え「歴史的事実のわい曲だ。日本に対し引き続き謝罪を要求する」と述べ、さらに総督府にもこの問題を適切に処理するよう申し入れるとともに「半年以内に『慰安婦』問題の政府の調査報告をまとめ、発表する」と約束した。野党側は総督顧問の解任を求めており、台湾のマスコミは連日この問題を大きく取り上げている。(2/21 共同・時事、22 朝日、23 共同・時事・朝日・中国時報・運合報・連合読報、24 朝日・毎日)

◆教科書検定問題で政府介入・是正の可能性否定。韓国・中国など反発、緊張激化必至

2002年度版教科書の検定結果の発表を3月末に控え、21日付「朝日」は1面トップで西尾幹二氏らの「新しい歴史教科書をつくる会」編集の教科書に政府は「政治介入せず」、個別の記述修正すれば合格する可能性が高いと報じた。13日の衆院予算委員会で町村文部科学相は「教科書がある種の悪循環に陥っていたことは事実。ただ、文相の権限でこういう教科書をつくれということはできない」と答弁、22日には福田官房長官が記者会見で中国外務省の不合格要求についての質問に「検定基準などに基づき、審議会の審査を経て適切に検定が実施される」と述べ、中国側の意向に検定作業は影響されないとの見解を示した。韓国側は1月16日に金鍾泌韓日韓連会長(元首相)が森首相に懸念を伝え、2月14日李廷彬外相が河野外相との電話会談で1月に続いて重ねて深い憂慮を伝え、21日にも講演で「処理を誤れば韓

日の友好に大きな損傷を与える」と警告した「朝鮮日報」も17日「日本の良心は生きているか」と題する社説を掲げて牽制、韓国国会の教育委員会は21日「文部科学省の理性的な判断で即刻歪曲した教科書の出版を中止するよう」求めた声明を全会一致で採択した。中国も21日付「人民日報」が「歴史を歪曲し、混乱を招くのは少数に過ぎない」と言及、22日には朱邦造外務省報道局長が「侵略の歴史を美化する教科書登場の阻止を要求する」と言明、「中日関係に良くない影響をもたらす」と強調した。今後さらに紛糾するとみられる。(各紙から)

◆野呂田衆院予算委員長「アジア独立は大東亜戦争のおかげ」と発言、解任決議案は否決

自民党の野呂田芳成衆院予算委員長が18日地元の秋田県で講演し「大東亜戦争で植民地主義が終わり、日本のおかげで独立できたという国の首脳も沢山いる」と発言、韓国政府外交通商省当局者は「時代に逆行したもので、非常に遺憾」、中国外務省朱邦造報道局長は「日本の一部の人々の歴史問題の無知を露呈。侵略を美化するもの」と非難した。20日朝鮮民主主義人民共和国の国営朝鮮中央通信も「過去の侵略戦争を正当化するもの」と非難、シンガポールの「ストレーツ・タイムズ」紙も20日付紙面で「日本の政治家が戦争について抵抗感なく発言する風潮が強まり、民族的なムードに影響された」と批判。河野外相は20日記者会見で「政府の方針は不変で、村山談話が一貫した我が国の考え」と述べた。野党も一斉に批判し、21日野呂田委員長の解任決議案を衆院本会議に提出したが、与党側の反対で否決された。野呂田委員長は同日記者団に「太平洋戦争に関する個人的な発言は、私は少しも間違っていないと思う」と語った。(2/19～22各紙)

◆旧ユーゴ戦犯法廷、集団レイプ実行者に「人道に対する罪」を初めて認定、有罪判決

22日ハーグの旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷は、ボスニア紛争中の92年にイスラム教徒の女性に対する集団レイプを指揮・実行したセルビア特殊部隊元司令官のドラゴリュブ・クナラツ被告ら元セルビア兵士ら3人に「人道に対する罪」などで懲役28～12年の有罪判決を言い渡した。同法廷が集団レイプを「人道に対する罪」と認めたのは初めて。ルワンダ国際法廷について、戦時下の強姦や性的奴隷が国際法上の戦争犯罪として明確にされた。また「奴隷化」を「人道に対する罪」として国際法廷が有罪としたのも初めて。被告らはボスニア南東部フォチャの学校や民家に12歳の少女も含む約70人を監禁、1カ月間集団でレイプを繰り返した。判決文を朗読したフロレンス・ムンバ裁判長(ザンビア)は、レイプはイスラム教徒に「恐怖を与える手段」だったと認定し「上官の命令でも責任は免れない」と述べた。99年12月の起訴で裁判は昨年3月から始まり、双方の証人62人が出廷、被害者も生々しい証言をした。(2/23読売・毎日夕刊、24朝日)

◆ナチス強制労働被害者が米IBM社を提訴

12日米ニューヨーク連邦地裁にナチス強制労働被害者らが米大手コンピュータ会社のIBM社を相手取って損害賠償請求訴訟を起こした。ユダヤ人の人口調査・集計を迅速に行う計算機を同社がナチスに納品していたというもので、同社が第2次大戦中にナチス・ドイツと商取引した証拠などをまとめたエドウィン・ブラック著『IBMとホロコースト』も8カ国語で先週世界同時発売された。(2/10時事、12独「シュピーゲル」誌、ICR)

◆米で出版された捕虜強制労働記録集『不正な蓄財』著者、日本企業の誠実な対応促す

歴史家のリンダ・ホームズさんが元米兵捕虜の強制労働を初めて包括的にまとめた本をこのほど出版した。約400人の元米兵のインタビューをもとに、日米両政府の関連記録などをまとめた本で題名は『不正な蓄財』。ホームズさんは第二次大戦中に約2万5千人の米兵や民間人が日本の軍需工場や炭鉱などで働かされていたと推定。戦争末期に台湾で捕虜虐待の発覚を恐れて日本軍が出した「全捕虜の処刑命令書」や米側が捕虜の体験公要を

禁じた命令書なども収録。米側の情報管理が元捕虜の体験公表を妨げ、日本の責任追及を遅らせたと指摘している。ホームズさんは、米国での日本企業相手の訴訟ではサンフランシスコ平和条約が壁になっているが、「日本企業が自ら誇れるような対応を今こそすべき」と誠実な対応を促している。ホームズさんは現在米政府のナチ戦争犯罪記録省庁間作業部会(IWG)歴史顧問も勤めている。(2/16 共同、20Japan Times)

◆オランダ国会元日本軍捕虜・抑留者らへの補償金支払いを承認

10日オランダ国会は昨年12月に元日本軍捕虜・民間抑留者団体などと合意した約14万4千人を対象にした総額3億8500万ギルダー(約192億5千万円、本紙320号参照)の補償金支払いを承認した。(2/11 朝日=共同、*お詫び:本紙320号で上記金額の邦貨換算額を「1731億円」と報じましたが上記金額の間違いです。お詫びして訂正します。)

◆フィリピン元「慰安婦」が謝罪と補償求めてキルトデモ。上院議員も支持約束

1月31日フィリピンのケソン市の中心ケソン・サークルで元「慰安婦」約60人が自分たちで布に体験を縫い込んだキルトを掲げてキルト・デモを行った。「リラ・ビリピーナ」と昨年11月に新たに発足した「ロラズ」の会員の被害者たちで、沿道の車両も止まって珍しいデモに関心を示した。この日は「アジア女性人権評議会」の10周年記念集会も開かれ、アニタ・バラハディア、フェデンシア・デイビッド、フリーア・ボラス、コラ・ベルメヒヨさんの4人のロラに記念の賞も贈られた。なお、フィリピンではすでに5月投票の選挙キャンペーン中だが、昨年11月にフィリピン議会上下院に元「慰安婦」への補償を求める決議案が提出され、上院では決議案は外交委員会に付託されている。エストラダ大統領の弾劾裁判長も務めたビメンテル上院議長らは1日面談した市民団体代表に対して、レガルド上院議員提案の決議案を支持すると表明した。なお、被害者が縫ったキルトの一部は3月11日(土)18:00内神田社会教育会館(第3集会室)で展示される。(ICR)

◆日本軍に従軍した北方少数民族の軍事法廷記録発見。戦後補償の対応促す可能性も

第2次大戦中に樺太(現ロシア・サハリン州)で日本軍に徴用され、戦後日本軍人としてソ連の軍事法廷でスパイ罪などの判決を受けたニブヒやウイルタなど北方少数民族40人の名簿をサハリン州政府が保管していることがこのほど判明した。「ウイルタ協会」(北海道網走市)の田中了会長が昨年8月にユジノサハリンスクの同州政府を訪れ、コピーを入手したもので、1930-40年代に抑圧を受け、後に名誉回復したニブヒ、ウイルタ、エベンギ、ヤート、ツングースの156人の氏名、逮捕日、判決日などが記された1999年発行の「弾圧を被った人々の記録」と題した公文書。内40人が終戦直後にスパイ罪などで懲役6~10年の懲役刑の判決を受けている。75年に網走のゲンダーヌさんが軍人恩給を要求する運動を始めたが、厚生省は「従軍記録がない」と支給を拒否。ゲンダーヌさんが84年逝去し、サハリンにも生存する被害者はいないといわれる。田中会長は「この資料を基に政府に補償の再考を促したい」と語っている。(2/12 共同)

◆三里塚・トンネルじん肺…和解続く日本の裁判。裁判長も肉声語り、徐々に変化?

5日最高裁第1小法廷(大出峻郎裁判長)で71年9月に成田空港建設のため民家を強制収容された故小泉よねさんの遺族の小泉英政さん夫妻が原告となって千葉県収容委員会と建設相を相手取って「土地の明渡しを求めた緊急裁決は違憲」として裁決の取消しなどを求めた行政訴訟の和解が成立した。国側が対応を反省し謝罪の意思を明記した合意書を遺族側が了承し、訴えを取り下げた。一、二審で勝訴しながら国側が最高裁で謝罪し、和解したのは異例。また、15日には東京地裁(河辺義典裁判長)でトンネル工事でじん肺になったとして元建設作業員・遺族ら26人が鹿島や大成建設など31社に損害賠償を求めた訴訟の

和解が成立し、1人1300～2200万円、総額約3億9800万円が支払われることで合意した。これを受け東京地裁以外の22地裁・支部で争われている他のじん肺訴訟も東京地裁の和解条項の基準で今後提訴する予定者も含めて順次和解する見通し。従来裁判で解決困難とみられてきたケースの和解が次々成立し、注目される。なお2/14・15付「読売」社会面連載「裁く・第1部・法服の苦悩」には花岡和解を指揮した東京高裁新村正人裁判長、関釜裁判下関判決を下した山口地裁下関支部近下秀明裁判長の肉声が珍しく紹介されている。(各紙から)

◆**【訃報】インドネシアの元「慰安婦」バルティエムさん(67)逝去**

インドネシアの元「慰安婦」バルティエムさんが高血圧のため1月28日ジョクジャカルタで亡くなった。騙されてバンジャルマシンに連行され、「フミコ」という名前で「慰安婦」にさせられた。戦後元「ロームシャ」の男性と結婚、離婚し、一人暮らしだった。

■**＜資料紹介＞「あやまれそしてつぐなえ Part6 関釜裁判広島高裁控訴審・最終準備書面」**

原告・国側双方の準備書面、尹貞玉さん証言を収録、A4・61頁、頒価500円＋送料180円。発行・申込先＝戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会 F092-713-1880。

■**＜資料紹介＞「宋さんといっしょに Part4 高裁口頭弁論の記録」**

原告宋神道さん最終陳述、最終準備書面、阿部浩己意見書、東京高裁判決文など収録、A4・150頁、頒価千円＋送料310円。在日の慰安婦裁判を支援する会 F03-3785-1181へ。

■**＜資料紹介＞第3回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題 2001」資料集**

99/00年に判決のあった13の戦後補償裁判の報告や関連資料、立法情報などを収録、B5・49頁、頒価500円＋送料210円。申込先＝戦後補償ネットワーク FAX03-3237-0287。

＜ご案内＞ヘルベルト教授を迎えての懇談会「ドイツ強制連行労働とその補償問題」
●日時＝2月27日(火)18:30～、●会場＝シニアワーク東京第2セミナー室(5F・飯田橋)
昨年設立され、今年支給を開始するドイツ強制連行労働補償基金「記憶・責任・未来」について独フライブルグ大学で近現代史専門のウルリヒ・ヘルベルト教授の話を伺える貴重な機会です。通訳＝佐藤健生(拓殖大学教授)。参加費＝千円。主催＝戦後補償ネットワーク＋強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク T03-3237-0217、F03-3237-0287。

＜ご案内＞公開フォーラム「南北和解と戦後補償を考える」
●日時＝3月3日(土)18:00～、●会場＝シニアワーク東京第2セミナー室(5F・飯田橋)
昨年6月の首脳会談以降劇的に動き始めた朝鮮半島南北和解の動き、「過去の清算」がネックになって停滞が続く日朝国交正常化交渉。南北和解は戦後補償を求める内外の動きとどう連動し、どのような影響を相互に与えることになるのか?…一緒に考える企画です。ふるってご参加下さい。

- ①スライド報告「朝鮮民主主義人民共和国の植民地支配・戦争犠牲者」伊藤孝司(写真家)
②問題提起と意見交換「南北和解の意義と戦後補償」

李鍾元(立教大学教授)・荒井信一(駿河台大学教授)ほか
参加費＝500円
呼びかけ＝戦後補償ネットワーク/戦後補償の実現を!日韓市民連帯共同委員会/戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会/歴史の事実を視つめる会/強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク T03-3237-0217、F03-3237-0287。

【裁判情報】●中国人「慰安婦」第1次訴訟判決延期:2月27日13:00東京地裁で予定されていた判決は延期に。●2月28日(水)10:00中国・細菌戦裁判第21回公判、東京地裁103号(原告本人4名証言)。●3月1日(木)11:00江原道遺族訴訟控訴審第14回公判、東京高裁。●3月2日(金)11:00平頂山事件第17回公判、東京地裁709号。●3月6日(火)10:00台湾「慰安婦」第7回公判、東京地裁627号。●3月6日(火)11:00オランダPOW訴訟控訴審第7回公判、東京高裁812号

戦後補償実現！FAX速報 No.328 2001.3.14.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL:members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrtyo@aol.com

◆ILO専門家委員会が日本政府に補償勧告。「慰安婦」は4度目、強制労働は2度目

3月8日からジュネーブで開かれているILO理事会に2000年度のILO条約適用勧告専門家委員会の年次報告書が提出され、公表された。報告書は日本の項で2年ぶりに再び「慰安婦」、強制労働を取り上げ、強制労働を禁止した1930年29号条約(日本も1932年批准)違反を指摘した上で、「慰安婦」については“多くの請求者が「女性のためのアジア平和国民基金」の償いを受入れうるものではないと考えている現実から日本政府が被害者や関係団体と協議し、遅きに失する前に被害者の期待にかなうよう補償するための他の方法を見出すよう”求め、強制労働についても“被害者の年齢と時間の経過の速さを考慮し、被害者の請求に応えるよう希望する”との勧告を行った。「慰安婦」については96、97、99年について4回目、強制労働については99年について2回目の勧告。日本政府と連合がこの問題をILOで審議しないよう強硬に主張したことも明記され、反対の立場の韓国、オランダ、日本の労働組合などと激しい対立があることを報告している。日本政府の主張にも耳を傾けた形で玉虫色になっている部分もあるが、「国民基金」を楯に補償を回避しようとする日本政府の作戦は功を奏さず、委員会は今後もこの問題に関心を寄せ、継続して審査することを明らかにしている。(3/12強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク)

◆米NY連邦地裁、ナチス強制労働被害者集団訴訟を棄却せず。独企業拠出金積み上げへ

7日米ニューヨーク連邦地裁(クラム判事)はナチス強制労働被害者らがドイツ銀行などを相手に損害賠償を求めた集団訴訟で、ドイツ政府・企業が強制連行補償基金を設立したことだけを理由に請求を棄却できないと判断、「現時点で訴訟を棄却すれば、まだ自らの立場を主張していない原告が公正な補償を得られない可能性がある」と述べ、一括棄却を見送った。基金の目標額が集まった段階で改めて判断する。同基金は米国での独企業に対する訴訟がすべて棄却され次第、支払いを開始することで合意されていたため、ドイツ政府と企業は困惑。独政府は8日声明を発表し、合意に基づき棄却すべきと裁判所に見直しを求めた。基金の50億マルク(約2900億円)の企業出資分の内、まだ36億マルク(約6千社が出資)しか集まっていないが、企業側の反応が鈍い理由に「免責の保証の不透明」があげられてきた。米裁判所の訴訟棄却によって企業の拠出が増えると思われてきたが逆の判断が出たため、独政府は動揺した。急きょシュレーダー首相が財界に資金の積み上げを要請、13日ドイツ銀行やダイムラークライスラーら主要企業17社の首脳が首相と会談、基金の不足分を17社で共同保証することで合意。危機をバネに基金の始動にこぎつける見通しとなった。(3/8共同・時事・NHK、9共同・産経、10読売、14時事・共同)

◆台湾、許文龍総統顧問が謝罪。小林よしのり氏入境禁止。教育部長歴史教育強化を約束

小林よしのり著『台湾論』で騒ぎの続く台湾では、26日問題の発言を引用された許文龍総統顧問が「同書にある発言はしていない。元『慰安婦』を二度傷付けた」と謝罪する文書を発表したが、元「慰安婦」10人は27日記者会見し、直接被害者の前で謝罪するよう求めた。また曾志朗教育部長(文相)は26日中高校の歴史教育の中で「慰安婦」問題を教材として取り上げるよう指導すると発表した。1日総統府の遊錫堃秘書長は「慰安婦の存在は歴史の悲劇。二度と悲劇が起きないようにしたい」と述べ沈黙化を図ったが、2日内政部(内務省)

は、小林氏の入境を禁止する措置を取った。簡太郎内政部次長(次官)は『台湾論』の主張や観点は『慰安婦』への人道的配慮に反し、国家民族の尊厳を傷つけた」と説明し、小林氏は8日からの訪台を中止した。陳水扁総統は、民主化イメージの後退を懸念し、この措置に不快感を表明、入台禁止は長く続かないとみられる。台湾側の要請で記録作家の川田文子さんと有光健戦後補償ネット世話人が訪台し、1日王清峰弁護士、胡台麗中央研究院教授らと記者会見し、被害の実態、日本側の経過・問題点などについて説明し、台湾側での取り組み強化も要請した。同日中国國務院の台湾事務弁公室の張銘清報道局長も「植民地統治を美化」と『台湾論』を批判。他方、小林氏の代わりに訪台した金美齢総統府顧問は入境禁止を激しく批判、外交部長の解任と小林氏への謝罪を要求したが、逆に野党側は同氏の総統府顧問解任を求めている。小林氏は今週発売の「週刊ポスト」「SAPIO」で、同書批判は外省人の陰謀説を展開、反省の色は一切なく論点はずしを狙っている。12日台北駐日経済文化代表処の羅福全代表も「いかなる史実も歪曲されるべきでない」と同書に不快感を表明、「『慰安婦』制度そのものが深刻な人権侵害」と強調した。(各紙から)

◆教科書検定問題で韓国国会決議。中韓首脳も言及。北朝鮮も25団体が共同アピール

2月28日韓国国会は金元雄、李富栄、李美卿議員ら超党派の13議員が提案した「日本国の歴史教科書の歪曲中断を求める決議」を全会一致で可決した。日本側の歴史認識をただすとともに、韓国政府の対日政策の再検討を求めている。これを受け、1日金大中大統領が「日本は正しい歴史認識を」と呼びかけ、李廷彬外交通商相も寺田輝介駐韓大使を呼んで憂慮を伝えた。また金大統領の意を受けて金鍾泌元首相が再び7日から来日、8日森首相、河野外相、中曽根元首相、伊藤宗一郎日韓議員連会長らと会談し、歴史教科書検定問題での憂慮を伝えた。中国の江沢民主席も28日「友好関係に傷をつけないよう特別の配慮」を要請、6日唐家璇外相も日本の教科書問題に言及し、注視していることを強調した。一方、朝鮮民主主義人民共和国の朝鮮職業総同盟、「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会など25団体は3日共同してアピールを公表し、内外の連帯で日本の歴史教科書歪曲阻止を訴えた。なお、「新しい歴史教科書をつくる会」の扶桑社版2002年度中学歴史、公民教科書はすでに検定意見の出たそれぞれ137ヶ所、99ヶ所の記述すべてを修正し、今月末に検定をパスする見通しと各紙は報じている。(各紙から)

◆韓国人強制労働被害者が三井・三菱グループ企業を米カリフォルニア州上級裁に提訴

2月27日米国カリフォルニア州ロサンゼルス州上級裁判所に米国在住の韓国人らが8人が三菱鉱山、三菱重工など三菱・三井系グループ企業12社を相手取って損害賠償を求める2件の集団訴訟を起こした。原告の内5人が米国籍で3人が韓国籍。(2/28朝日、毎日、NHK)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第50回サイレント・デモ&要請行動

3月21日(水)11:30、参議院議員会館前、13:00国会議員に資料配布・要請行動。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646・090-4384-1418、F03-3237-0287。

【裁判情報】年度末、東京・大阪・広島で判決が続く。●3月21日(水)10:00中国・細菌戦裁判第22回公判、東京地裁103号(原告本人3名証言)。●3月26日(月)10:00アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟判決、東京地裁713号。●3月27日(火)11:00731・南京・無差別爆撃事件控訴審第5回公判、東京高裁817号。●3月27日(火)13:15日鉄大阪判決公判、大阪地裁202号(27・28日全国総行動北海道～大分各支店・営業所・本社へ)。●3月28日(水)13:20三菱広島元徴用工裁判控訴審第6回公判(本人尋問2人予定)、広島高裁。●3月29日(木)14:00閔釜裁判控訴審判決公判、広島高裁14:00(傍聴集合13:10)

【お詫び】今号、発行が遅れました。お詫びします。次号は26日頃発行の予定。編集部

戦後補償実現！FAX速報 No. 329 2001. 3. 24

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆民主・共産・社民党が「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を参議院に共同提案

3月21日民主・共産・社民党は参議院に「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」を共同で提出した。昨年各党が別個に提出、審議未了で廃案になっていたが、今回は一本化したもので、民主党案を基本にした。第2次大戦中に旧日本軍関与の下に性行為を強制された従軍慰安婦らに国として謝罪し、金銭的な補償を行うもの。内閣府に「戦時性的強制被害者問題解決促進会議」を設置し、実態調査、名誉回復、補償方針策定などを行う。初年度の調査推進委員会設置等に関する経費約1,100万円が予算計上された。内外の関係団体は昨年3党の法案を歓迎しており、今後実質審議入りをめざして精力的なロビー活動を行う予定。法案希望者はFAX03-3237-0287へ。(3/21時事・共同、22朝日)

◆戦後補償市民訪朝団、平壤を訪問。北朝鮮の戦争被害者・補償対策委員会などと交流

15～22日戦後補償をテーマとする市民代表団（団長＝土屋公献元日弁連会長）が朝鮮民主主義人民共和国の首都平壤を訪れ、日本による植民地支配と侵略戦争の被害者の聞き取り調査を行うとともに共和国の「従軍慰安婦・太平洋戦争被害者補償対策委員会の鄭壽會副委員長や研究者、日朝交渉責任者の鄭泰和大使らと意見交換と交流を行った。参加したのは戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会、「慰安婦」問題の立法解決を求める会、日本の戦争責任資料センター、在日朝鮮人・人権セミナー、強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク、戦後補償の実現を！日韓市民共同連帯委員会、リドレス国際キャンペーン、アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会、戦後補償ネットワークなどの戦後補償を求める日本の市民団体の代表とジャーナリスト計12名。元徴兵・徴用被害者、被爆者、元「慰安婦」ら9人から聞き取りを行い、歴史家や法学者らの話を聞くとともに日本側からも内外の戦後補償要求運動の到達点などについて報告した。今後被害者を日本に招聘するなど、継続的に交流と連携を深めることを確認したが、昨年10月の日朝交渉交渉決裂以降、日本側報道陣とも一切会っていない鄭泰和大使が直接日朝交渉の説明を行うなど、共和国側の積極的な歓迎姿勢が際立った。訪朝団の報告会見は26日（月）13:30参議院議員会館第2会議室で。(3/15-19共同、19毎日、ICR)

他方、外務、厚生労働省職員と医師ら6人からなる日本政府の被爆者調査団（団長＝佐藤重和外務省アジア大洋州局参事官）も13～17日平壤を訪れ、被爆者らに会うとともに医療施設などを視察した。北朝鮮側の調査ではこれまで確認された被爆者は1,353人で、内生存者は昨年末時点で928人、平均年齢69歳。認定は「反核平和のための朝鮮被爆者協会」が行い、96年から約500人に被爆証明書を交付している。同協会の朴文淑副会長は上記市民訪朝団に対し「日本政府が謝罪も補償もしないのに、被爆者が頭を下げて日本に治療に行くことはない」と渡日治療の旅費支援などを模索する日本政府側の態度を批判した。(3/15時事・朝日、17共同、18朝日)

◆独強制労働補償基金ようやく支給にメド。独首相、米裁判所に訴訟棄却を求める

7日に米ニューヨーク連邦地裁がドイツ政府・企業の強制連行補償基金設立を理由に請求を棄却できないと判断し、一括棄却を見送ったためドイツ政府・企業に動揺が広がっていたが（本紙前号参照）、主要17社が不足分の負担を保証したため、支給の条件が整い、シュ

レーダー独首相は 14 日の記者会見で米国の司法当局に集団訴訟を直ちに棄却するよう求めた。すでに基金への参加を表明している独企業約 8 千社に、従来売上高の 0.1%程度としてきた 1 社当たりの拠出額を引き上げることで不足額を穴埋めする方針。なお、ポーランド人のナチスによる強制労働被害者補償のため設置された「ドイツ・ポーランド和解基金」は 12 日 80 歳以上の被害者を対象に 1 人当たり 1400 ズロチ(約 4 万 2 千円)の支払いを開始した。ドイツ側の資金拠出を待たずに立替支払いし、高齢の被害者救済を急ぐ方針。また、ドイツ・カトリック教会も 5 日ナチス時代に教会で強制労働させられた被害者 60 人に 1 人当たり 5 千マルク(約 28 万円)の補償金を支払ったと発表した。今後さらに約 300 人に補償金を支払う予定。(3/6 共同、14 朝日・時事、15NHK・読売)

◆米連邦議会下院にホンダ議員らが元捕虜らの対日本企業訴訟を支援する法案を提出

22 日米連邦議会下院にマイク・ホンダ議員(民主党・カリフォルニア選出)、ローラバッカー議員(共和党・同)らが超党派で、元捕虜らが日本企業に対する損害賠償請求訴訟を起こすことを支援する「米軍捕虜に対する 2001 年正義法案」を提出した。99 年にカリフォルニア州議会と同様の州法が成立しているが、この法律が制定されると全米で訴訟を起こしやすくなる。柳井俊二駐米大使は記者会見で「米国はサンフランシスコ平和条約で対日請求権を放棄している」との日本政府見解を繰り返したが、同法案は「元捕虜が個人として日本企業相手に訴訟を起こす権利まで放棄していない」との解釈で、ホンダ議員は「この法案は日本の国民や政府を敵視するものではなく、強制労働で不当に利益をあげた日本企業の不正をただすためのもの。過去の過ちを見過ごしてはならない」と反論。元捕虜のレスター・テニーさんも「私たちが求めているのは正義を取り戻すことで、日本企業に心から謝罪してほしいだけ」と語った。なお、えひめ丸原衝突事故に関連し 2 月 27 日付ワシントン・ポスト紙は「我々は日本に対して十分に誤った」と題するリチャード・コーエン氏のコラムを掲載し、繰り返し謝罪を求める日本側に違和感を表明。「日本は第 2 次大戦中の『従軍慰安婦』や南京大虐殺に十分に謝罪していない」と批判した。これに対し、柳井駐米大使も同日の記者会見で「日本は謝罪しており間違いない。米国も過去を謝ったかというところでもない。そういう議論は泥沼になる」と牽制した。(2/28 各紙夕刊、3/23 朝日、毎日、NHK)

◆台湾外交部、交流協会と小林よしのり氏に正式抗議。同氏の入境禁止は解除

台湾外交部(外務省)は小林よしのり著『台湾論』の「慰安婦」に関する記述で、2 月 26 日に日台民間交流機関の交流協会に対し台北駐日経済文化代表処を通じて正式に抗議。日本側に元「慰安婦」への謝罪と国家賠償を要求するとともに、教科書検定でも南京大虐殺など中国侵略の記述について慎重に処理するよう求めたと 16 日の記者会見で発表した。また小林氏本人にも日本語の抗議書簡を送ったと述べた。23 日台湾内政部は、3 月 2 日に発表した小林氏の入境を禁止措置を見直し、禁止リストからはずしたと発表した。「措置決定当時と環境が変わり、同氏が訪台しても公共の安全や秩序に大きな影響を与えない状況になった」と解除理由を説明した。(3/16 共同、22 時事、23 朝日・毎日)

◆[訃報]中国在住朝鮮人元「慰安婦」趙允玉(チウ・ユンウ)さん逝去

2 月 18 日「大邱挺身隊ヘルモニ及び市民の会」は、中国在住朝鮮人元「慰安婦」趙允玉(チウ・ユンウ)さんが吉林省琿春市の養老院で最肺ガンのため昨年 12 月に亡くなったと発表した。大邱市で育ち、家庭の事情から咸鏡北道所在の家庭の養子となり、その後 15 歳の時に強制連行された。98 年「慰安所を管理する日本軍人が妊娠防止のため水銀を入れた丸薬を服用させ、水銀を沸かしその気体を体に浴びせた」旨証言し、衝撃を与えた。北朝鮮籍のため帰国できずにいた。遺骨を故国に埋葬するため現在中国側と協議中。(大韓毎日新聞 2/19)

関係資料 3

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

民主・社民・共産党3党合同提案（平成13年3月21日 参議院提出）

	ページ
要綱	1
法律案	8

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となつていくことにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もつて関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することを目的とする。

(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた

組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいうこと。

二 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性であつて、旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者であつたものをいうこと。

（第二条関係）

第三 名誉回復等のための措置

一 政府は、できるだけ速やかに、かつ、確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名誉が害された事実について謝罪の意を表し及びその名誉等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする。

二 一の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。

（第三条関係）

第四 基本方針

一 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針（以下「基

本方針」という。）を定めなければならないこと。

二 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 第三の措置の内容及びその実施の方法等に関する事項

2 第三の措置を講ずるに当たつて必要となる関係国の政府等との協議等に関する事項

3 いまだ判明していない戦時における性的強制及びそれによる被害の実態の調査に関する事項

4 1から3までに掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関し必要な事項

三 政府は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。

(第四条関係)

第五 関係国の政府等との関係に関する配慮

政府は、第三の措置を講ずるに当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行うよう特に配慮するものとする。

第六 戦時性的強制被害者の人権等への配慮

(第五条関係)

一 政府は、第三の措置を実施するに当たっては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならないこと。

二 政府は、第四の二の調査を実施するに当たっては、戦時性的強制被害者その他関係人の名誉を害しないよう配慮しなければならないこと。

(第六条関係)

第七 国民の理解

政府は、第三の措置を講ずるに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(第七条関係)

第八 財政上の措置等

政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第八条関係)

第九 国会に対する報告等

政府は、毎年、国会に、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関して講じた施策及び第四の二の調査により判明した事実について報告するとともに、その概要を公表しなければならないこと。

(第九条関係)

第十 戦時性的強制被害者問題解決促進会議

一 内閣府に、戦時性的強制被害者問題解決促進会議（以下「会議」という。）を置くこと。

二 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。

1 基本方針の案を作成すること。

2 戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

3 第四の二三の調査を推進すること。

4 1から3までに掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関する重要事項

について審議し、及びそれに関する施策の実施を推進すること。

三 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができるほか、特に必要があると認めるときは、それらの者以外の人に対しても、必要な協力を依頼することができること。

四 会議は、会長及び委員をもって組織すること。

五 会長は、内閣総理大臣をもって充て、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命すること。

六 会議に、二の事務を行わせるため、調査推進委員会を置くこととし、調査推進委員会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員をもって組織すること。

七 調査推進委員会は、定期的に、又は必要に応じて、第四の二の調査の状況及びその結果を取りまとめ、これを会長に報告するものとする。

(第十条から第十三条まで関係)

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律は、一の政令で定める日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

三 その他所要の規定を整備すること。

(附則関係)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となつていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もつて関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいう。

2 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性であつて、旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者であつたものという。

（名誉回復等のための措置）

第三条 政府は、できるだけ速やかに、かつ、確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名誉が害された事実について謝罪の意を表し及びその名誉等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。

（基本方針）

第四条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前条に規定する措置の内容及びその実施の方法等に関する事項

- 二 前条に規定する措置を講ずるに当たつて必要となる関係国の政府等との協議等に関する事項
 - 三 いまだ判明していない戦時における性的強制及びそれによる被害の実態の調査に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関し必要な事項
- 3 政府は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(関係国の政府等との関係に関する配慮)

第五条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行うよう特に配慮するものとする。

(戦時性的強制被害者の人権等への配慮)

第六条 政府は、第三条に規定する措置を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

2 政府は、第四条第二項第三号の調査を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者その他関係人の名

譽を害しないよう配慮しなければならない。

(国民の理解)

第七条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関して講じた施策及び第四條第二項第三号の調査により判明した事実について報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(戦時性的強制被害者問題解決促進会議)

第十条 内閣府に、戦時性的強制被害者問題解決促進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 第四条第二項第三号の調査を推進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関する重要事項について審議し、及びそれに関する施策の実施を推進すること。

3 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(会議の組織)

第十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（調査推進委員会）

第十二条 会議に、第十条第二項第三号に掲げる事務を行わせるため、調査推進委員会を置く。

2 調査推進委員会は、定期的に、又は必要に応じて、第四条第二項第三号の調査の状況及びその結果を取りまとめ、これを会長に報告するものとする。

3 調査推進委員会の委員は、半職経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（政令への委任）

第十三条 前三条に規定するもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第 号）が同法附則第三項の規定により効力を失うまでの間、同法の規定による戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する事務をつかさどる。

附則第四条の二に次の一項を加える。

2 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律が同法附則第三項の規定により効力を失うまでの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる戦時性的強制被害者問題解決促進会議は、本府に置く。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

理 由

今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い、戦時性的強制被害者問題解決促進会議における調査推進委員会の設置等に関し必要となる経費は、平年度約千百万円の見込みである。

アジア女性基金

**女性の人権に関する今日的問題に取り組む
NGO活動支援**

募集要項・申請書式

—2001年度—

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1) 支援の趣旨

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会の実現を目的として、アジア女性基金では、様々なグループや団体への活動を下記の要項で支援します。

2) 支援の対象となる事業および要件

- a) 女性に対する暴力など女性の基本的人権の尊重に関わる事業（講演会の開催等）
- b) 被害者等を含む女性の自立につながる支援についての啓発/パンフレットの作成等
- c) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援の広報・啓発用資料の作成等
- ※ 但し、他の団体等への資金の補助、支援等を内容とする事業は対象としません。
- ※ 何れの場合も、国際的な相互理解・協力に貢献する事業であること。

3) 支援の対象となる事業者の要件

- a) 女性の基本的人権に関する活動等の実績、能力があること。
- b) 特定の政党や宗教に偏らない団体であること。
- c) 原則として活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
- d) 非営利団体であること。
- e) 定款、寄付行為又はこれに準ずる規約等を有すること。
- f) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること。

4) 支援金額

- a) 女性の基本的人権の尊重に関わる広報活動への支援・・・市民団体の広報活動に必要な支援を行います。写真や他の国の言語への翻訳などを含む、幅広い支援を10万円から100万円を上限として予算の範囲内で行います。
 - b) 女性の自立支援・・・暴力や人権侵害など、さまざまな理由で自立を妨げられた女性たちへの直接、あるいは間接の支援を行っている団体の広報・啓発に関する事業に支援を行います。支援は50万円から500万円を上限として予算の範囲内で行います。
- ※なお、次の経費は支援の対象とはしません。

- ①職員の人件費、事務所賃借料等その団体の経常的運営に要する経費
- ②個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等に充てる経費及び物品購入に充てる経費
- ③パソコン、ファックス等の備品購入に要する経費
- ④定期刊行物の制作など、恒常的経費

5) 対象事業の実施期間

2001年4月1日から2002年1月31日まで

6) 支援申請の手続

支援を希望する団体は別紙の 1) 支援申請書 2) 支援申請事業実施計画書 3) 支援申請事業者調査書 4) 支援申請事業経費明細書 に詳しく記入の上（ワープロによる作成も可）、見積書など

必要な資料を添付して提出してください。

★申請書式の入手：①2001年3月以降、当基金のホームページ上に申請書式を掲載します。これをプリントアウトして使用してください。または、②当基金宛でファックスで申し込みをして、申請書式を取寄せてください。

★支援申請の締切：2001年4月27日（金）です。

7) 支援の決定および通知

公正な支援をはかるため、学識経験者などで構成した審査会で審査し、必要に応じてヒアリングを行います。これを踏まえ6月頃までに支援の可否を決定し、可とする場合はその額を通知する予定です。支援の適正な実施を行うため必要があると認めたときは、当該申請にかかわる事項に修正を加え、又は条件を附して支援を決定することがあります。

8) 支援を認められた金額の支払い手続

- a) 事業完了後の精算払いを原則とします。
- b) 支援を認められた団体は、決定された支援額の一部については事業完了前2回まで中間払いを申請することができます。中間払いを申請するときは、所定の様式の支払申請書（事業の進捗状況報告書を含む）に、支出を要した金額及びその支払い先を明らかにする書類（領収書【写し】、請求書【写し】等）を添えて、アジア女性基金に提出してください。

9) 会計報告書・実績報告書の提出

- a) 事業完了後、1ヶ月以内又は2002年2月15日までのいずれか早い日までに領収書【写し】を添付した会計報告書を提出してください。
- b) 会計報告書の提出に併せて、具体的な成果も含めた実績報告書も提出してください。

10) 留意事項

- a) 支援により行う事業についてはアジア女性基金の支援を得た事業である旨、明記してください。
- b) 原則として支援の申請は、1事業者につき1件とします。
- c) 決定する支援の額は、希望額を下回ることがあります。
- d) 支援決定の内容やこれに附した条件に違反した場合などには、支援決定の全部、または一部を取り消し、既にお支払いしている額については利息を附して返還していただきます。
- e) 原則として、継続支援はいたしません。
- f) 支援額の受取りには、団体の登録済みの印鑑が必要です。
- g) 個人への支援はいたしません。
- h) 印刷製本等の制作費金額には、かならず見積書を添付してください。
- i) 規程により、講師謝金は一件につき30,000円を上限とします。

第1号様式

年 月 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

住所(所在地)

〒

Tel

名称(団体・グループ名)

代表者氏名

印

代表者住所

〒

支援申請書

下記の事業を行いたいのので、アジア女性基金の支援要綱に基づき、支援申請事業実施計画書
(第2号様式) 支援申請事業者調書(第3号様式) 及び支援申請事業経費明細書(第4号様式)
を添えて支援を申し込みます。

記

1 事業名

2 事業費の総額 円(A)

3 支援希望額 円(B)

4 事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

支援を申請する事業の実施計画書

1 事業名

2 事業の概要 （詳細な計画書、チラシ、パンフレット等の資料を添付して下さい。）

3 事業の実施時期

年 月 日～ 年 月 日

4 事業の目的及び効果

5 支援の対象となる事業費の総額

円（A）

6 支援金交付希望額

円（B）

*この用紙に概要を記入して、記入しきれない場合には詳細は別紙を添付して下さい。

支援申請事業者調書

名称（団体・グループ）			
代表者氏名		会計責任者氏名	
当該事業 に関する 連絡先	連絡先		Tel：
	事務担当者氏名		Fax：
団体・グループの概要（設立の趣旨、主な活動分野・内容等を記入して下さい。定款、規約、会則、役員名簿を添付して下さい。）			
（ 年 月 日設立）			
メンバー構成：女性 人 男性 人 計 人 年代： 歳代～ 歳代			
これまでの主な活動実績を記入して下さい。決算書、新聞記事等の資料があれば添付して下さい。			
今後の活動計画及び将来の展望を記入して下さい。（予算等の資料があれば添付して下さい。）			

* この用紙に必ず概要を記入して、記入しきれない場合には詳細は別紙を添付して下さい。

支援申請事業の経費明細書

事業名: _____

事業者名: _____

経費		予算額		
収入	自己資金			
	他の団体等からの助成金等	(団体名: _____)	円	
	参加費・資料代等	(収入の内容: _____ 内訳@ _____ ×)	円	
	その他の収入		円	
	アジア女性基金へ支援を希望する額		円 (B)	
	計		円 (A)	
支出	費目	積算根拠	予算額	支援希望額
	謝金	(講演謝金等)		
	旅費	(交通費、宿泊費等)		
	賃金	(アルバイト日当等)		
	借損料	(会場借料等)		
	雑役務費	(通訳・翻訳、コピー、会場設営費等)		
	印刷製本費	(広報ツールや冊子の制作費等)		
	通信運搬費	(郵送費等)		
	消耗品費	(文具類等)		
	その他			
計	事業予算の総額		円(A)	
	アジア女性基金へ支援を希望する総額		円(B)	

★できるだけ詳細に記入してください。★記入スペースが足りない場合は、別途紙を添付して記入してください。
★見積書を必ず添付してください。

◆問い合わせ先

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

107-0052 東京都港区赤坂 22-17-42

Phone : 03-3583-9322 Fax : 03-3583-9321

dignity@awf.or.jp <http://www.awf.or.jp>